平成24年度 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

公募要領 Ver. 2.0

平成24年5月

更新履歴

更新月日	種別	更新ページ	更新内容
5月18日	公募要領 Ver.1.1	資 1-4	記入例の数値を訂正(住宅タイプ②のエネルギー削減量及びエネルギー削減率)
		資 1-6	記入例の数値を訂正(エネルギー削減量及びエネルギー削減率)
		資 1-8	様式4の訂正
			「3. 一次エネルギー消費量の計算結果」備考欄値式
			(誤) ⑯=⑭÷⑧×100 →(正) ⑯=⑮÷⑧×100
		資 1-8	記入例の数値を訂正
			・「3. 一次エネルギー消費量の計算結果」①の記入欄 (誤) 52.6 GJ/年 → (正) 54.4 GJ/年
			・①の数値の訂正に伴い、②~6の記入欄の数値を訂正
		資 1-9	記入例の数値を訂正
		7.0	・計算式1)の(E _{ss})の記入欄
			(誤)47.3 GJ/年 → (正)49.0GJ/年
			・(E_{SS})の数値の訂正に伴い、(E_{ST})、(S_A)の記入欄の数値を訂正
		資 1-18	様式 5-1-A の訂正
			H 補助申請額に記載の計算式 (誤)C×D → (正)F×G
5月28日	提案申請書	_	提案申請書のダウンロードファイル(Ver.2)に計算式を追加
		 様式 4-②	「標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみ
		18/1/4-2	なす仕様に適合するもの」として申請する場合の様式として、様
			式 4-②を追加
		様式 4-2-②	様式 4-2-②に注釈を追加
			(追加した注釈内容)
			・暖房エネルギー消費量(E _{HQ})がマイナスになる場合は、E _{HQ} の値 を「0」として計算してください。
		 様式 4-3	様式 4-3、様式 4-4 に注釈を追加
		様式 4-4	(追加した注釈内容)
			・様式 4-2 を使用する場合は、様式 4-2-①の「断熱区分(才)の場
			合」の(2)当該住宅の一次エネルギー消費量「消費量小計」に記
		134 15	載の値を転記してください。
		様式 4-5	空気集熱式太陽熱利用システムの計算方法と早見表を追加
		様式 4-6	別表 5「太陽光発電の設置勾配(寸表示)の傾斜角(度表示)との対応 表」を追加
	公募要領	資 1-8、資 1-9	様式 4-②の記入例を追加
	Ver.2.0	資 1-16	
		資3-14、資3-30	様式 4-5 の記入例及び計算方法と早見表を追加
		資 3-7	表中の燃料電池 Type の訂正
			【計算上の注意事項】の表中の燃料電池 Type
		資 3-9	(誤) Type3 → (正) Type4様式 4-2-②の算定要領に注釈を追加
		資3-10、資3-12	様式 4-3、様式 4-4 の算定要領に注釈を追加
		資 3-37	
		貝 ぴぴ	様式 4-6 の算定要領に別表 4 を追加

公募開始後、公募要領に関して、Q&A等の追加的な説明を 4. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

目 次

1 事業の趣旨	1
2 事業の内容	- 1
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 2 事業の要件	
2.3 補助の対象となる住宅及び対象戸数	
2. 4 補助額	
2.5 事業期間	
2.6 留意事項その他	
3 事業の実施方法 1	
3. 1 事業の流れ	10
3. 2 提案公募の審査	11
3. 2. 1 審査手順	11
3. 2. 2 審査にあたって必要な応募書類 1	l 1
3.2.3 審査結果	12
3. 3 補助金交付	12
3.3.1 交付申請	12
3.3.2 交付決定	12
3.3.3 補助事業の計画変更について 1	13
3.3.4 実績報告及び額の確定について 1	13
3. 4 事業中及び事業完了後の留意点	13
3.4.1 取得財産の管理等について	13
3.4.2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	
3.5 実績の報告その他	14
3.5.1 事業完了後の実績の報告	14
3.5.2 事業成果等の公表	14
3.5.3 個人情報の利用目的	14
3. 5. 4 その他	14
4 応募方法 1	
4. 1 公募期間	
4. 2 応募方法	
4.3 応募書類の提出先・問い合わせ先 1	16
5 応募書類 1	ı 7
- re yr = 75	

参考資料

■提案申請書の記入例&作成要領	資	1-1
■公募に関するQ&A	資	2-1
■一次エネルギー消費量の算定要領	資	3-1
■標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとみなす仕様一覧	資	4-1

1 事業の趣旨

地球温暖化、とりわけ民生部門のエネルギー消費量の増加に対応し、住宅の省エネルギーをさらに促進するため、戸建住宅供給の相当程度を担う中小工務店における躯体と設備を一体化したゼロ・エネルギー住宅の取り組みを公募によって募り、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助し支援します。

2 事業の内容

2.1 申請者の資格

年間の新築住宅供給戸数が50戸未満(※)の事業者を対象とします。

- ※年間の新築住宅供給戸数は、<u>直近の3年間(平成21年度から平成23年度)の年間平均</u>として、次の規定に従って計算するものとします。
 - ・供給戸数の実績については、対象となる事業年度に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。供給戸数には、集合住宅の各住戸もカウントします。
 - ・床面積が小規模な新築住宅(集合住宅の各住戸を含む。)については、
 - ①床面積が55平方メートル以下の場合は戸数を2分の1
 - ②床面積が40平方メートル以下の場合は戸数を3分の1
 - として算定してください。

2. 2 事業の要件

応募に当たっては、次の①~③の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ① 住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって、<u>年間での</u> <u>一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅</u>であること。具体的には、次 の1)~3)のいずれかを満たすものとします。
 - 1)「住宅事業建築主の判断の基準*1(以下、事業主基準とする)」における計算に準じた評価方法によって、標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの。
 - 2) <u>標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみなす仕様に適合</u>しているもの。
 - 3)学識者により構成される審査委員会(以下「審査委員会」とする、3.2参照)によって、上記の1)~2)と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認められたもの。
- ②住宅の省エネ基準(平成11年基準)*2に適合する断熱性能を有するものであること。
- ③平成24年度中に着工するものであること。
- *1 省エネ法第76条の5第1項の規定に基づき定められた「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号)」をいいます。

*2 省エネ法第 73 条第1項の規定に基づき定められた「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第3号)」並びに省エネ法第 74 条第2項の規定に基づき定められた「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 18 年国土交通省告示第378号)」をいいます。

2.3 補助の対象となる住宅及び対象戸数

新築及び既存の改修を対象とします。また、補助を受けることができる住宅の戸数は、<u>1の補助事業者当たり、合計10戸を上限</u>とします。

ただし、当該住宅が次の①~③の条件を満たす場合に限ります。

- ①常時居住する戸建住宅であること(モデルハウス等は対象外)
- ②専用住宅であること(店舗と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること及び断熱工事においても区分されていること)
- ③既存の改修は、単一設備の改修及び設備の新設のみを行う場合は対象外
- ※請負住宅・建売住宅・賃貸住宅の別は問いません

2. 4 補助額

補助金の対象となる費用は、<u>①~③の費用の合計の2分の1以内の額</u>とします。ただし、<u>住宅</u> 1**戸あたりの補助額は①~③の合計で165万円を上限**とします。

なお、予算の状況に応じて、補助対象戸数を調整することがありますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

【補助対象費用】

①調査設計計画に要する費用

パッシブ設計のためのシミュレーションなど、住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費で、特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限り、対象とします。

ただし、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

②住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用

ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用相当額とし、具体的には、次の1)~2)の整備に要する費用を対象とします。

1)ゼロ・エネルギー住宅の新築に要する費用

通常の戸建住宅と比べて、建築構造、建築設備等の省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用で、別表1-1に掲げるものを補助対象とします。

なお、新築の場合に限り、簡便な計算方法として、当該住宅の建設に要する費用の 10 分の1 を、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用の2分の1 に相当する補助額と

<u>して、申請することもできます</u>。この場合、補助対象項目毎に費用を算定する必要はありません。

ただし、掛かり増し費用を申請する場合、建設に要する費用の 10 分の1 として補助額を申請する場合のいずれも別表1-2に掲げるものは補助の対象とはなりません。

2) ゼロ・エネルギー住宅への改修に要する費用

従前の戸建住宅から省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするために必要となる改修費用として、別表1-1に掲げるものを補助対象とします。ただし、別表1-2に掲げるものは補助の対象とはなりません。

③効果の検証等に要する費用

ゼロ・エネルギー住宅とするために新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用で、 特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限り、別表2-1に掲げる経費 を補助対象とします。ただし、別表2-2に掲げるもの、3.3.3の実績報告として求める エネルギー使用量を計測するための費用は対象外とします。なお、効果の検証等に要する費用 の助成期間は、2.5に掲げる事業期間(平成26年1月末)までを対象とします。

2.5 事業期間

公募期間及び審査結果の発表は次のとおりです。また、本事業の補助金交付の対象となるのは、次の期間に着手、完了したものとします。

①公募期間:平成24年5月11日(金)~平成24年6月22日(金) ※必着

②採択決定:平成24年7月末(予定)

③事業着手:交付決定日(※)以降~平成24年度末までの着手

④事業完了: 平成26年1月末までの完了

※交付決定については、3.3.1及び3.3.2をご確認ください。

2.6 留意事項その他

①消費税及び地方消費税の取り扱い

<u>消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外</u>となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

②他の補助金との併用

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

③予算額

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業に係る予算として、23.1億円計上されています。

④説明会の実施

全国(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡を予定)にて公募説明会を実施いたします。詳しくは本事業のホームページ『ゼロ・エネルギー化推進室(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)』(http://www.zero-ene.jp/zeh/index.html)をご覧ください。

(参考) 事業主基準における計算方法に準じた評価方法

事業要件 :標準的な住宅の一次エネルギー消費量(※1)が概ねゼロとなるもの

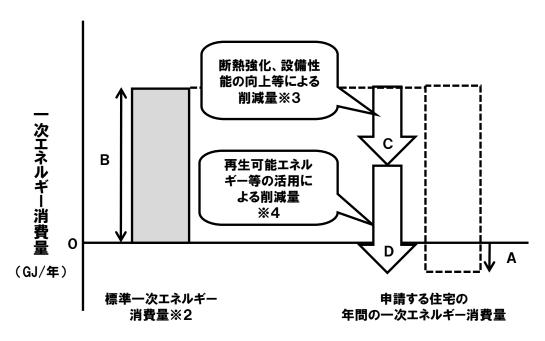
$A=B-(C+D)\leq 0$

※A:申請する住宅の一次エネルギー消費量

※B:標準的な住宅の一次エネルギー消費量

※C: 断熱強化、設備性能の向上等によるエネルギー消費削減量

※D: 再生可能エネルギー等の活用によるエネルギー消費削減量



※1:空調(暖房、冷房)、換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量

※2:事業主基準で用いられる「基準一次エネルギー消費量」を0.9で除し、面積補正したもの。

※3:事業主基準の算定ツールで得られる値に、算定ツールにおいて評価できる断熱性能を超える場合の省エネルギー量の計上や、面積補正等を行う。

※4:太陽光発電やコージェネレーションのエネルギー消費削減量は総量で評価する。

※5:要望額が予算額を超えた場合には、エネルギー消費削減量やエネルギー削減率等の省エネルギー効果に基づいて評価して、優先順位をつけることがあります。

エネルギー消費削減量= C+D

エネルギー削減率=
$$\frac{C+D}{B}$$
 ×100 (%)

別表1-1 掛かり増し費用の申請(新築)、改修費用の申請における補助対象費用

通常の住宅からのゼロ・エネルギー住宅とするためにかかる費用のうち、一定の省エネ性能を 有するものに限り、次の建築構造、建築設備等の材料費・設備費、工事費を対象とします。

F 9 6 C		設備等の <u>材料質・設備費、工事費を刈家</u> とします。 # **			
	項 目	備考			
		・ 新築:省エネ基準(平成11年基準)よりも高い仕様とする材料費、工事費			
断熱強化	・躯体高性能化	(省エネ基準(平成11年基準)仕様との差額が補助対象)			
		・ 改修:省エネ基準(平成11年基準)またはそれ以上の仕様とする材料費、工事費			
	ルームエアコン (高効率型)	 ・ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。 〈主たる居室〉 暖房:エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの 〈その他の居室〉 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの ・統一省エネラベル4つ星以上(省エネ基準達成率 114%以上)2011年基準 			
暖冷房	温水式パネルラジエーター	・熱源機器が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型(エネルギー消費効率が87%以上のもの)、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。・温水配管に断熱被覆を行うこと。			
設備	温水式床暖房	・ 石油及びガス温水式床暖房(潜熱回収型、エネルギー消費効率が87%以上のもの)、電気温水式床暖房(暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機)に限る。・ 配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。			
	HP式セントラル空調 システム	 ・地域区分別に下記の性能を有するものに限る。 〈暖房〉 Ia·Ib地域 : COP2.35以上(-1℃) II・II地域 : COP2.5以上(2℃) IVa·IVb·V地域 : COP3.7以上 VI地域 : - 〈冷房〉 Ia·Ib地域 : - I·II·IVa·IVb·V·VI地域 : COP3.3以上。 			
給湯 設備	ガス瞬間式給湯器 (潜熱回収型)	・トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率0.9以 上			
	石油瞬間式給湯器 (潜熱回収型)	・給湯熱効率O.9以上			
	電気温水器 (ヒートポンプ式)	・温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF)3.1以上のもの(ただし寒冷地仕様は3.0以上) ※1			

別表1-1 掛かり増し費用の申請(新築)、改修費用の申請における補助対象費用:続き

	項目	新楽)、 以修貨用の中請における補助対象貨用・続き 備 考			
		M 5			
照明	LED	・一定の省エネ効果のある機器に限る(※3, ※4)			
設備	蛍光灯	・ インバータータイプで100lm/Wのもの、もしくはイ ンバータータイプでセンサー付きタイプのもの。			
換気	ダクト式換気設備	・ 顕熱交換効率が65%以上の設備またはDCモーターで 動くタイプ			
設備	壁付けファン (給気型パイプ用ファン又 は排気型パイプ用ファン)	・ 比消費電力が0.2W/(m³/h)以下のものとする。			
太陽光発電システム		・太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール 化後のセル実効変換効率*)が以下に示す数値以上であ ること。 シリコン単結晶系太陽電池:16.0% シリコン多結晶系太陽電池:15.0% シリコン薄膜系太陽電池:8.5% 化合物系太陽電池:12.0% ※セル実効変換効率			
		モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面 *×放射照度) * 太陽電池セルの合計面積 ニ 1セルの全面積×1モジュールセルの数			
		・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用 太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有するこ とが確認できること。			
太陽熱利用システム		・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)。			
コージェ	ニネレーションシステム	・燃料電池についてはJIS基準(JIS C 8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)およびLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。			

別表1-1 掛かり増し費用の申請(新築)、改修費用の申請における補助対象費用:続き

項目	備考
エネルギー計測装置 (HEMS、見える化装置)	・住宅の総エネルギー消費量、エアコンや給湯器、照明 等の用途別のエネルギー消費量、太陽光発電システム の発電量など、エネルギーの利用状況を『表示』可能 な機器
蓄電池	・ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ 等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成 された機器であること。
その他	・審査委員会によって認められたもの (ただし、別表1-2に掲げるものを除く)

- ※1 電気温水器(ヒートポンプ式)において年間給湯効率(APF)が表記されていない機種
 - ・年間給湯保温効率 2.8 以上(ただし寒冷地仕様は2.7 以上)
 - ・年間給湯効率 2.9以上(ただし寒冷地仕様は2.8以上)
 - ※年間給湯効率(APF)への換算式は、※2 参照
- ※2 年間給湯効率(APF)が表記されていない電気温水器(ヒートポンプ式)についての算定ツールへの数値 入力方法

電気温水器(ヒートポンプ式)の効率については、従来は(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づいた「年間給湯効率(APF)」が用いられてきましたが、平成23年度より、日本工業規格 JISC9220に基づいた「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」に変更が進められています。

「年間給湯保温効率」は追焚・保温機能があるフルオートといわれる機種、「年間給湯効率」は追焚・保温機能がないセミオートまたは給湯単機能といわれる機種になります。この新たに制定された「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」はより実使用に近い形での評価となっているため、従来の「年間給湯効率(APF)」よりも異なる値となっています。そのため、本プログラムに直接「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」の値を入力することはできません。

「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」が表記された機種については、

- ①年間給湯効率(APF)」が併記されているもの
- ②「年間給湯効率 (APF)」が記載されていないもの
- の2つがあります。
- ①「年間給湯効率(APF)」が記載されている機種については、従来通りこの「年間給湯効率(APF)」の値を入力してください。
- ②「年間給湯効率(APF)」が記載されていない機種については、以下の換算式から「年間給湯効率(APF)」を計算して入力ください。

<追焚・保温機能を有する機種(フルオート)>

「年間給湯効率(APF)」=「年間給湯保温効率」+O.3

<追焚・保温機能がない機種(セミオート・給湯単機能)>

「年間給湯効率(APF)」=「年間給湯効率」+O. 2

- ※3 LED照明設備は安全性に充分留意すること(日本照明器具工業会HP「直管形LEDランプ使用上のご注意〜既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意〜」 http://www.jlassn.or.jp/O4siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf 参照) また、照度 基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。
- ※4 家庭用電球形LED照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法(PSE 法)の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSE マーク」が表示されている製品を選定すること。

(同法の改正は2011年7月6日に公布され、2012年7月1日から施行)

別表 1-2 住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用として 申請できないもの

- ○用地費等の直接建設工事に係らないもの費用
- ○次に掲げるものの設備費・工事費
 - ・照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
 - ・上記に類する建築主が分離して購入する後付の家電及び後付の家電に類するもの
 - ・ブラインド、カーテン、日射調整フィルム、遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに 類するもの
 - ・外構工事他これに類するもの

別表2-1 効果の検証等において申請できる直接経費

<u> </u>	<u> </u>	ガ末の検証寺において中間できる直接柱其
項	Ħ	説明
設備	請備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変することなく長期の使用に耐えるものの代価(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照) ※備品等は原則リース等で調達(「その他」の支出費目に計上)してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
消	耗品費	事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価
旅	費	当該事業に参加する者が事業の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費(一行程につき最長2週間程度のものに限る。)
謝	金	当該事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費(「時間給」又は「日給」) 及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人(応募者の構成員として 効果の検証を実施する者は除く。)に支払う経費
賃	金	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費
役	務費	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、 翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料
表	託費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ	の他	設備の賃借(リース)、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料(専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。)、通信運搬費(実際に事業に要するものに限る。)、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表2-2 効果の検証等として申請できない経費

項目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に 関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することに より必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行 う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災 害の処理のための経費	<u>-</u>
その他、当該事業における効果の 検証の実施に関連性のない経費	<u>-</u>

3 事業の実施方法

3.1 事業の流れ

本事業は、次の①提案公募、②補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

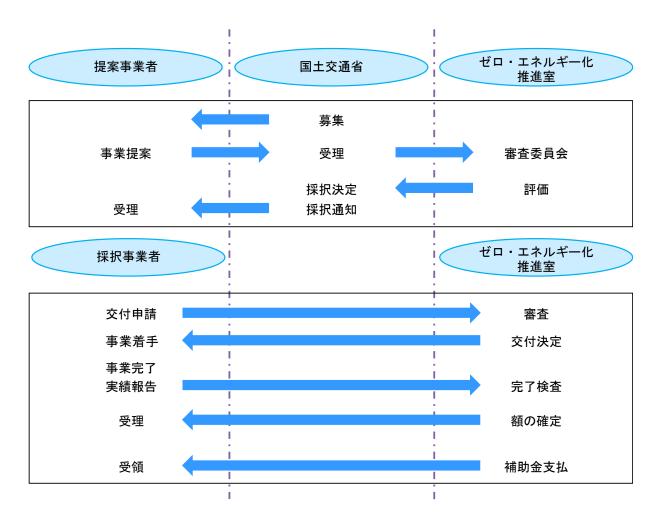
①提案公募

中小工務店から広く公募を募り、学識者で構成する審査委員会の評価をもとに、国土交通省が採択事業を決定します。

<u>提案公募は、基本設計段階等でも応募可能ですが、年間一次エネルギー消費量を評価できる</u> 断熱性能や設備仕様等を申請していただきます。

②補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請の手続きを行い、交付決定を受ける必要があります。また、事業終了時に実績報告の手続きを行い、実績報告に基づいて補助金の額を確定し、補助金が支払われます。



3.2 提案公募の審査

3. 2. 1 審査手順

提案公募の応募者は、規定の応募方法に従って、応募手続きをする必要があります。応募された提案は、本事業(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)及びネット・ゼロエネルギーハウス支援事業を実施するゼロ・エネルギー化推進室が設置する学識経験者からなる審査委員会の評価に基づいて審査します。

審査にあたっては、事業の要件を満たしているか等について確認するとともに、提案内容がゼロ・エネルギー住宅として、2.2①の1)~2)と同等以上の水準の省エネルギー性能を有するものと判断できるか等を評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合など、必要に応じては追加説明書の提出、あるいは ヒアリング審査を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われない場合、 ヒアリング審査に応じられない場合は、審査の対象外となる場合があります。

3. 2. 2 審査にあたって必要な応募書類

審査にあたって必要な応募書類は、次のとおりです。

①事業の概要

プロジェクトの全体概要として、事業名、提案者の連絡先、住宅の供給実績、提案する住宅の仕様、補助申請戸数、補助申請額などを記載してください。

②提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容

本事業へ提案する戸建住宅の概要及び導入する省エネ手法について、分かりやすく記載してください。なお、提案時に住宅プラン等が確定している場合には、別途図面等の提出も求めることとします。

また、これまでに供給してきた戸建住宅における標準的な省工ネ措置の内容及び今回行う取り組みが分かるように記載してください。

③一次エネルギー消費量に関する計算書

別途定める「住宅事業建築主の判断の基準」の計算方法に準じた評価方法に基づいて、評価 基準となる標準一次エネルギー消費量、提案する住宅におけるエネルギー消費削減量、エネル ギー削減率の計算結果を記載してください。また、計算過程で使用した事業主基準の計算結果 等も別添して提出を求めることとします。

4事業計画

補助対象費用及び補助申請額の算出根拠として必要事項を記載してください。なお、新築の場合には、2.4の②に記載のとおり簡便な方法で補助申請額を算定することが可能です。

⑤省エネルギー措置の概要

住宅の省エネルギー基準の適合状況(提案する断熱性能)がわかる資料を提出してください。

また、基本設計段階などで、提案の応募時に省エネルギー措置の概要を提出できない場合は、 その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を 確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 2の②にあるように、本事業では省エネルギー基準へ適合していることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取り消しとなることがあります。

3. 2. 3 審査結果

審査委員会の評価をもとに、ゼロ・エネルギー化推進室(審査担当)の報告を受け、国土交通 省が採択プロジェクトを決定し、応募者に通知します。

補助対象となる調査計画設計及び建設工事については、交付決定日以降の着手とする必要があります。なお、これに違反している場合は、採択の取消しとなります。

また、要望が予算額を超える場合、申請された住宅におけるエネルギー消費削減量及びエネルギー削減率等の省エネルギー効果に基づいて評価し、優先順位をつけて、採択事業や採択戸数を 決定することがあります。

3.3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。このお知らせに従い、補助金の交付事務事業者(ゼロ・エネルギー化推進室:交付事務担当)へ交付申請等の手続き を行う必要があります。

3.3.1 交付申請

交付申請はゼロ・エネルギー化推進室(交付事務担当)が別に定めた期間に行って頂きます。 この交付申請がなされないと補助金の交付がされませんのでご注意ください。

また、交付申請等にあたっては、設計図書、見積書その他必要な書類に加え、建築士が提案の内容と建設される住宅の設計が整合している旨を示した書類を添付し、この内容について審査します。

3.3.2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象費用は含まないこと。

3.3.3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらか じめ、ゼロ・エネルギー化推進室(交付事務担当)の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された計画と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3. 3. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「補助事業実 績報告書」を提出していただく必要があります。

ゼロ・エネルギー化推進室(交付事務担当)は、「補助事業実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、概ね四半期毎に補助金の額が確定した補助事業を対象に、補助事業者に指定された銀行等の口座に振り込む予定です。

3.4 事業中及び事業完了後の留意点

本事業の補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としていますので、社会的にその適正な 執行が強く求められており、国土交通省ならびにゼロ・エネルギー化推進室(交付事務担当) は、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処して参ります。従って、補助金に対し、提 案公募を行う方、採択が決定し補助金の需給をされる方におかれましては、次の点につきま して、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願い致します。

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限

度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3.5 実績の報告その他

3.5.1 事業完了後の実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、<u>原則1年間のエネルギー消費に関する報告とその効</u> <u>果がわかるものを提出</u>してください。報告書様式については別途お知らせ致します。

また、住宅の省エネルギー促進に向けた調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング等 に協力していただくことがあります。

3.5.2 事業成果等の公表

普及促進を目的にゼロ・エネルギー住宅への取り組みの推進について広く一般に紹介するため、 シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争 上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開 しません。

3.5.3 個人情報の利用目的

本事業にいて取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3.5.4 その他

交付規程及び公募要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年内閣府·建設省令第 9 号)

- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達)
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年4月15日付け建設 省住発第120号住宅局長通達)
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について(平成7年11月20付建設省住 総発172号住宅局長通知)
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について(平成7年11月20日付建設省会発 第641号建設事務次官通知)
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成 17年9月1日付け国 住総第37号住宅局長通知)
- 九 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱(平成24年4月6日付け国住生第2号)
- 十 その他関連通知等に定めるもの

4 応募方法

4. 1 公募期間

平成24年5月11日(金)~平成24年6月22日(金) ※私書箱必着

4. 2 応募方法

本事業の下記ホームページから「提案申請書 様式」を入手し、提出に必要な書類を作成してください。

応募者は、公募期間中に、必要書類一式を下記の提出先に郵送してください。

<u>なお、応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡は致しません。到着確認を行いたい場合</u>は、書留など申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

また、下記のホームページには、応募検討者全員に対して回答が必要な事項等を、Q&Aとして掲載いたします。

【本事業のホームページ】

『ゼロ・エネルギー化推進室(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)』

(http://www.zero-ene.jp/zeh/index.html)

4.3 応募書類の提出先・問い合わせ先

【提出先】

〒100-8692 郵便事業(株) 銀座支店 私書箱636号 『B(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)』 申請係

- ※必ず、『B(住宅のゼロ·エネルギー化推進事業) 申請書在中』と記入してください。
- ※メール便や宅配便は利用できません。
- ※申込者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。 (到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。)

【問い合わせ先】

『ゼロ・エネルギー化推進室』(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)

TEL: 03-6741-4544 (10時~17時 平日のみ)

5 提出書類

【注意事項】

- 1)各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2)電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Excel2000 以降のバージョン形式としてください。
 - ※作成した提出書類のデータを CD-R で提出する際は、必ずダウンロードした Excel 形式 のままコピーしてください。(PDF 等他の保存形式にはしないでください。)
- 3)使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 4) 応募書類が、公募要領に従っていない場合や、記述内容に虚偽があった場合は、応募を無効とすることがあります。
- 5) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨 予めご了承ください。
- 6)「提案申請書の記入例&作成要領」、「一次エネルギー消費量の算定要領」等を本事業のホームページに掲載します。

<u>応募書類の作成にあたっては、「提案申請書の記入例&作成要領」及び「一次エネルギー</u> 消費量の算定要領」の内容をよくご確認ください。

『ゼロ・エネルギー化推進室(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)』

(http://www.zero-ene.jp/zeh/index.html)

【応募書類一覧表】

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
① 提案申請書 表紙	・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。	様式1	
② フェイスシート	・様式に従って、提案事業者の概要(事務連絡先、住宅の供給実績等)、提案事業の概要(住宅の概要・戸数、補助申請額等)を記載してください。 ・申請にあたって、作業協力者がいる場合は所定の欄に記入してください。	様式2-1 様式2-1	
提案する住宅及び ③ 導入する省エネ手 法の内容	 ・提案する住宅の概要、導入する省エネ手法の概要を分かりやすく図にして記載してください。 ・建設地が確定し、プランが決まっている場合は、住宅の概要がわかる図面(平面、断面等)を別添してください。 ・一次エネルギー消費量の計算に反映されない取り組み等については詳細に説明を記載してください。 	様式3-1 様式3-2	2部 (正1部、 正のコピ ー1部) ※ホチキ
ー次エネルギー ④ 消費量の計算書	・算定要領に従って一次エネルギー消費 量の計算結果を記載してください。 ・計算の各過程で使用した事業主基準の Web プログラムの計算結果の出力(ま たは算定シートによる計算結果を記し たもの)を別添してください。	様式4 様式4-1 ~4-6	ス留めの こと
⑤ 事業計画書	・様式に従って、住宅タイプ別に、補助対象費用、戸数、補助申請額等を記載してください。 ・掛かり増し費用として申請する場合や調査設計計画費、効果等の検証費を申請する場合は、補助対象部分の内訳を記載してください。	様式5-1 ~5-2	
別添1 ⑤ 住宅概要が分かる 図面	(確定したプランで申請する場合) ・平面図、断面図等	任意	1 部
別添2 ⑥ 一次エネルギー 計算書	・計算過程で使用したWebプログラムの計算結果、算定シートでの計算結果が分かる資料を別添してください。	任意	1 部
別添3 ⑦住宅省エネ基準の 適合確認書	・省エネ措置の概要を記載してください。 ※提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記載した書面を添付のこと	任意	1 部
提出書類 8 チェックリスト	_	様式6	1部
9 CD−R	上記のデータを収容したもの		1枚

提案申請書の 記入例&作成要領

提案申請書の作成にあたって注意いただきたい点などをまとめています。 申請書の作成にあたり、よくご確認ください。

(様式1) 申請日(記入日) 平成 24 年 〇 月 O 日. 国土交通大臣 前田 武志 殿 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 提案申請書 以下の内容により、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の提案を申請します。 適宜、事業名をつけて記載 ·0000000事業 事業名: 新築、改修をまとめて 提案する場合は両方に〇 提案事業の区分 提案事業 提案事業の区分 (当てはまるものに Oをつけてください) 戸建住宅の新築 0 戸建住宅の改修 代表者氏名を記載 代表印を捺印 (代表提案者) 株式会社 〇〇工務店 法人•団体名 代表者名 000 00 000

(様式2-1)

フェイスシート-1 【提案事業者の概要】

# 業名		フェイス	シー	<u> </u>	提案事業	<u>日 U</u>	ノ「、	女』				
1. 事務連絡先	事業名	〇〇〇〇事業			_							
1. 事務連絡先 役職名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	提案者名	〇〇工務店										
接触者 では では では では では では では で	-t-=ttt	所属 〇〇工務店 〇〇音)	_)平均」	
振興地 小原素もの情報 10	1. 事務連絡先	役職名	00								FO 1	
□ 日本会 に 作実に連絡 かとれる連絡先を記して	, ※原則、応募者の構	担当者名	00	000		~~~~	~~~~~	~~~~	るい情に	_19版6.	101	
では、		住託	〒 (000 - 2609/0			یرور					
A してください E-mail			00	県〇〇市	O O町 O-	0-	-0					
2. 営業エリア		電話	00-	-0000	-0000		FAX		00-		0000	
区分		E−mail			0000	@	00	OC)			
21年度 22年度 23年度 23年度 23年度 3. 新築住宅の 供給実績 原金 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2. 営業エリア	OO県、OC)県、C	OO県								
供給実績 (直近3年間の内訳) ※各年度の該当する 戸数を記載してください。 ※該当する住戸がない欄には「〇」を記載してください。 ・				区分	•					4		
小計		①床面積が5	5㎡を超	2える戸数			戸	建	30	40	55	
(直近3年間の内部)	供給実績	<u> </u>					集 [·]	合	10	0	0	
内訳	(直近3年間の	小計	<u> </u>				1)	40	40	55	
※各年度の該当する 戸数を記載してください。 ※該当する住戸がない欄には「○」を記載してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		②床面積が40㎡を超え、55㎡以			以下の戸数		戸	建	0	0	0	
戸数を記載してください。	ツタケウのモルナス						集	合	0	0	0	
小計(1/2換算:小数点以下切り捨て)		小計										
※該当する住戸がない欄には「○」を記載してください。 小計 小計(1/3換算:小数点以下切り捨て) 3 5 6 3 合計(①+②+③) 45 46 58 直近3年間の平均戸数(小数点以下切り捨て) 49 仕様1 仕様2 断熱性能 ○○○ 一きた躯体・設備の仕様(主な仕様を2つまで) 5 6 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	17.7		以下切り捨て)		_		0	0	0			
小計	ツまツオフゟーがち	③床面積が40	Oml以下	以下の戸数				_	_			
小計							集 [·]	合				
合計(①+②+③) 45 46 58												
直近3年間の平均戸数(小数点以下切り捨て) 49 仕様1 仕様2 断熱性能 ○○○							(3)		1		
4. 従来供給してきた躯体・設備の仕様(主な仕様を2つまで)		古いたの左							45			
4. 従来供給してきた躯体・設備の仕様(主な仕様を2つまで)		- 単辺3年	间の平	切尸数(/								
4. 従来供給してきた躯体・設備の仕様(主な仕様を2つまで)					111731					111111		
の仕様 (主な仕様を2つまで) 操気設備 ○○○ できる限り具体的に記載 してください												
(主な仕様を2つまで) 照明設備 ○○○ してください					できる	限り				1		
まで)												
その他設備 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○○ ○○○	まで)					O C \/CCV \						
5. 住宅の省エネ化 に係る補助制度 の活用実績 平成22年度 平成23年度 平成23年度 ○○○事業 平成23年度 ○○○事業 □ なし あり ※該当する□を■としてください。 「本事業への応募にあたっての作業協力者など、提案者以外の関係者がいる場合、提案者との関係を簡潔に記入してください。 「人の関係を簡潔に記入してください。」 「人の関係を可能ないまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたい								00	00			
に係る補助制度 の活用実績 平成22年度 平成23年度 マ成23年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マ成26年度 マストンにより、 「例) ○○株式会社 : □□システム供給先	5 住字の省エネル	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1			ŧ							
一 なし ■ あり ※該当する□を■としてください。	に係る補助制度	平成22年度	₹ C)〇〇事業	ŧ							
 本事業への応募にあたっての作業協力者など、提案者以外の関係者がいる場合、 提案者との関係を簡潔に記入してください。 (例) ○○株式会社 : □□システム供給先 △△協議会 : ××住宅の普及団体(提案者が加盟) 	の活用実績	平成23年度	ŧ C)〇〇事業	\							
6. 提案者以外の 関係者の有無		ロなし	■ あ	50 ×	該当する口	を■と	としてく	くださ	٤١١.			
·		提案者との関係を簡潔に記入してください。 (例) ○○株式会社 : □□システム供給先 △△協議会 : ××住宅の普及団体(提案者が加盟)										

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 提案申請書の記入例&作成要領

- ・提案事業全体での合計値を記載
- 他の補助金申請については Q&A (1-04) も参照のこと

(様式2-2-1))

		フェイス	シート-2	【事業の概	_	(作水工)(2	(-2- (1))
ŧ	是案者名	00~ 個					
		申請戸数品	10 戸	補助申請	額計	16,500	千円
	是案事業	本提案に	なし			·	
_	体の概要	関する他の補助金申請の	申請中	名称: ○○	〇住宅支援	事業	
		有無	申請予定	名称:			
			は適宜わかり	りやすいもの	H- (1		るものを■
【提	案内容の概		ください ∕っものを■と	(て選択	
(1)	住宅名称	※□I7 ○○モデル	延床面積	140		公分 ■ :	新築 口改修
	施主名	未定	建設地住所	110	未足		
	地域区分	***************************************		□IVa□	IVb □V	□VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量	*******************	GJ/年•戸	エネルギー		105.3 %
	補助申請		5	戸	補助申請額	т	
2	住宅名称	タイプロロ	延床面積	100		1 /	新築 口改修
	施主名	未定	建設地住所	, , ,			
	地域区分			□IVa	IVb □V		
	省エネ性能	 エネルギー削減量	54.1	GJ/年•戸	エネルギー	 -削減率	119.4 %
	補助申請	対象戸数	4	<u> </u>	補助申請額		
3	住宅名称	△△邸	延床面積	150			新築 ■改修
::	施主名	$\triangle \triangle \ \triangle \triangle$	建設地住所	OO県OO	市〇〇町〇-	********	
	地域区分			□IVa□	IVb □V	□VI	
	省Tネ性能	丁 凯減量	64.3	GJ/年·戸	エネルギー	-削減率	102.2 %
		確定している場合	1 1	戸	補助申請額	1,65	0 千円
ま必ず	が明記してく - エ・ロッ・	(ださい	延床面積		m ² D	☑ □	新築 口改修
	施主名		建設地住所			I	7
	地域区分	 計算結果は小数。	点第一位まで	で記載	IVb □V	□VI	/
	省エネ性能	(小数点第二位		户 户	金額は	 F円単位	で記載
	補助申請	対象戸数		戸		未満切り	. = =
⑤	住宅名称		延床面積		m D	☑ □	新築 口改修
	施主名		建設地住所			•	
	地域区分	□Ia □Ib [□IVa □	IVb □V	□VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネルギー	-削減率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申請額	į	千円

- 注1)「省エネ性能」の欄は、様式4の計算結果を記載してください。
- 注2) 記入欄が不足する場合は、下記を利用して、添付してください。

提案する住宅の種類が5タイプを超える場合に使用 (使用しない場合は、添付する必要はありません)

(様式2-2-2)

フェイスシート-2【事業の概要】

提案者名		

(使用しない場合は本シートの添付は不要です)

【提案する住宅の概要-2】 ※同一条件・仕様の住宅を申請する場合はまとめて記載することも可 ※建設地が確定しているものはそれぞれ記載のこと

※□は該当するものを■として選択してください

6	住宅名称		延床面積		m [*]	区分	□新築	₹ □改修
	施主名		建設地住所					
	地域区分	□Ia □Ib □		□IVa □	IV b □	IV 🗆	VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネル	ギー削減	域率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申記	清額		千円
7	住宅名称		延床面積		m [*]	区分	口新築	₹ □改修
	施主名		建設地住所					
	地域区分	□Ia □Ib □		□IVa □	IV b □	IV 🗆	VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネル	ギー削洞	域率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申記	清額		千円
8	住宅名称		延床面積		m³	区分	□新築	፟ □改修
	施主名		建設地住所					
	地域区分	□Ia □Ib □		□IVa □	IV b □	IV 🗆	VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネル	ギー削減	域率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申請	清額	-	千円
9	住宅名称		延床面積		m [*]	区分	口新築	₹ □改修
	施主名		建設地住所					
	地域区分	□Ia □Ib □		□IVa □	IV b □	IV 🗆	VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネル	ギー削洞	域率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申請	清額		千円
10	住宅名称		延床面積		m [*]	区分	口新築	፟ □改修
	施主名		建設地住所					
	地域区分	□Ia □Ib □		□IVa □	IV b □	IV 🗆	VI	
	省エネ性能	エネルギー削減量		GJ/年•戸	エネル	ギー削洞	域率	%
	補助申請	対象戸数		戸	補助申詞	清額		千円

注1)「省エネ性能」の欄は、様式4の計算結果を記載してください。

様式2-2の①~⑩のタイプ別に作成

み

様式2-2の住宅 NO (①~⑩) と名称を記載 (全タイプ数の何タイプ目かを明記)

				(=	Eワ1.	ノ奴の	ויציטוי	ノロルで	さりました	
※提案する位	主宅のタイプ	ごとに作成し、	全タイプ	分を提と	出してく	ださい。	<u>.</u>	(核	€式3-	-1)
	提案	ミする住宅 ス	なび導え	くする:	省エネ	、手法	の内	容		
提案者名	1	〇〇工務店		住宅N	つ∙名称	②タ·	イプロロ		2 /	3
		業主基準におけ			評価方	法によ	って、柞	票準的な-	-次エネ	レ
ゼロ・エネ		−消費量が概ね ≛的な住宅の−			番量が	が概ねせ	ブロにた	こるとみな	什様タイ	プ名
住宅の 提案種別	╷ <mark>│</mark>	±様に適合して	いるもの						ΔΔ	7
J.C.木/主が	」	を委員会が上記 の	己と同等」	以上のフ	(準の省	省エネ性	生能を有	する住宅	として認	!め
地域区分		□ I b □ 1		I 🗆 I	7 a ■	I Vb	□V	□VI		
エネルギー	消費削減量	54.1	GJ/年•	戸「エ	ネルギ-	一削減	率	119.4	%	
【提案する	住宅の概要	<u> </u>								
		事業の要								宅の
		1)~3	のいず	つで申請	青するの	のか、	該当す	る欄を調	選択	
		11.2				ねぜに	ことな	る仕様で	申請する	る場
		合は、な	アイブ名	も記載)					
/ 提案する	住宅について	 て、建物の全体			エネ手	法、設	計のエ	夫等が分	かるよ	1
うにパー	ス、平面・間	断面図などで示								
ください	0									
		プランが決まっ	ているは	易合には	、平面	図等の	図面を	別途添付	して	
くださ	() _°									
※建設地	が未定の場合	合には、モデル	プランヤ	や概念図	として	示すこ	とでも	結構です	0	
	:昌会が認め;	る住宅として明	h詰する [.]	温合には	t ガロ	1 • та	2ルギー	-住空の生	理に	
貢献す	る省エネ手	去が分かるよう								
<u>くださ</u>	<u>(1)</u> °									
				ナフロ	10 E H	-				• •
								てくださ	:01	
					_			を記載		
					•			ねゼロと	なる仕	様で
			<u>#</u>	請する	場合も	う記載(ひこと)		
【提案する	住宅の断熱	、性能、設備 <i>0</i>)方式·1	生能、そ	の他省	当エネ=	手法】		/	
	断熱性能	Ⅲ地域の等級	04相当(Q値O.	O)					
11/2 2 24-24-	暖房設備	□全館連続	■部分間	『欠	仕様:	高効率		ン(COF	PO. OL	以上)
事業主基準の計算に反	冷房設備	□全館連続	■部分間	『欠	仕様:	高効率	をエア:	ン(COF	O. OL	以上)
映されるも	換気設備	■ダクト式 [コ壁掛け	ファン	仕様:	熱交換	與換気:	システム		
の	照明設備	蛍光灯、一部	LED照明							
	給湯設備	高効率給湯器	\$							
	その他	太陽光発電C)kW							
事業主基準(芸電池 エカ	ルギー討	·測址器	(OO‡	+[(O I)			
・										

(様式3-2)

提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容 (補足説明)

- ※審査委員会が認める住宅として申請する場合は、取り組みの詳細を記載して必ず提出ください。
- <u>※調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合、内容と必要な理由を記載して、必ず提出してください。</u>
- ※その他の場合は、必要に応じて作成し、提出してください。

W C ** ID ** B II	は、必安に心してTF及し、症(400000	-		
提案者名	〇〇工務店	住宅NO·名科	i	③△△△邸	
1. 当該住宅(こおける〇〇〇〇の詳細		式2-2 名称を		
①技術の					
0000 0000 0000		000000 000000 000000	00 00 00	技術の概要	
0000	000000000000000000000000000000000000				
(2), (2)	IT 并仅是它们M/	⇔ 2		が声光と甘港の11年によ	
2)□□□□ ①技術の		ll l		:が事業主基準の計算によ 上の省エネ性能を有すると	
②導入效		めら 内容	れるか	を審査できるよう、取り約 、効果、実績等を具体的に	即み
2. 調査設計	計画費の内容と特に必要となる	ll l	n.==		n -
	000000000000000000000000000000000000000	中語	する場 できま	画費、効果の検証等の費用合、本様式への記載がない せんので、必ず、具体的な 理由を記載してください。	1と 3内
	である理由 1000000000000000000000000000000000000	DOOM · 本記		サンプルです。適宜分か <i>り</i> 記載いただいて結構です。	
3. 効果の検	証等に要する費用の内容と特に		I		
	000000000000000000000000000000000000000				
	Eとなる理由 000000000000000000000000000000000000				

※提案する住宅ごとに記載してください。

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 提案申請書の記入例&作成要領

様式2-2の①~⑩のタイプ別に作成し、タイプごとに様式4-①~様式 4-6 の必要なものをまとめて綴じてください

様式2-2の住宅 NO (①~⑩) と名称を記載 (全タイプ数の何タイプ目かを明記)

「事業主基準の計算に準じてゼロとなるもの」、「審査委員会が同等以上の水準の省エネ住宅と認めるものとして申請するもの」として申請する場合は、必ず様式4-①にて提出してください。(※様式4-②は使用できません。)

※提案する住宅のタイプごとに作成し、該当する全タイプ分を提出してください。 エネルギー消費削減量の計算書【総括表】 事業主基準算定 は宝NO・名称

(様式4-1)

ツールの計算条件を記載

導入手法、提出す べき計算書の様 式を確認、記載

一次エネルギー 消費量の計算手順

手順1:

各計算結果を様式 4-1 以降から該当 する値を転記 ⇒面積補正前のエ ネルギー消費量、 省エネ量を集計

手順2:

申請する住宅の面 積でエネルギー消 費量・削減量を補 正

手順3:

太陽光発電出力を設定し、削減量を計算

手順4:

面積補正後のエネルギー消費量、削減量を集計

Ε.					
		住宅NO·名称	②タイプ		0 / 0
/	1.	地域区分	☐ Ia ☐ Ib ☐ Ⅱ ☐ Ⅲ	□ IVa ■ IVb □	V 🗆 VI
	住宅	延床面積	100 m²	***	···. 参照する
	概要	断熱性能の	■ 断熱性能の区分	□ 熱損失係数	(Q ^{値)} 算定要領
		計算方法	□ 熱貫流率(U値)	□ 熱抵抗値(R	値) のSTEP
	2. 導入	する省エネ手法お	よび添付する計算書	-,,,	990121
7	,	提案種別	省エネ手法	添付する計算書	備考
		主基準の計算に で概ねゼロとなる	■ 一次エネルギー消費量の 計算結果	■ 本総括表	算定要領の【STEP3~ 5】に対応
	もの		■ 基本仕様	_ =	算定要領の【STEP1-1】 に対応
		7	□ 基本仕様 □ (断熱区分(オ)を超える場合)	□ 様式4-2-②	算定要領の【STEP1-1】 ~【STEP1-2】に対応
		₹委員会が同等以 「	□ 太陽熱給湯器	□ 様式4-3	算定要領の【STEP2-1】 に対応
)水準の省エネ住 認めるものとして	□ コージェネレーションシステム	□ 様式4-4	算定要領の【STEP2-2】 に対応
	申請	まするもの アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	空気集熱式太陽熱利用 □ システム	□ 様式4-5	算定要領の【STEP2−3】 に対応
			■ 太陽光発電	■ 様式4-6	算定要領の【STEP4】に 対応
			□ その他	□ 別添計画書	任意の様式
		= =	- <u> </u>		

3. 一次エネルギー消費量の計算結果

1			項目	計算	結果	備考	記号
r	1	標準	エネルギー消費量	54.4	GJ/年	①:様式4-1の1)の値を転記	E _{ST}
	Ì	省	A (基本仕様)	7.1	GJ/年	②: 様式4-1の3)または様式4- 2: 2-②の5)の値を転記	S _A
	- -1≢	エ	B (太陽熱給湯器)		GJ/年	③:様式4-3の値を転記	S_B
	面積 補正前	ネ 量	C (コージェネレーション)		GJ/年	④:様式4-4の値を転記	$S_{\mathbb{C}}$
╛	נים בבב מוז	_	D (空気集熱式太陽熱利用)		GJ/年	⑤:様式4-5の値を転記	S_D
		小計		7.1	GJ/年	6 = 2+3+4+5	S _{SUBTOTAL}
			を住宅のエネルギー消費量 場光発電除く)	47.3	GJ/年	⑦ =①-⑥	S _{TOTAL}
Γ		標準	エネルギー消費量	45.3	GJ/年	⑧ =①÷120×延床面積	E _{ST} '
	面積	省エ	ネ量	5.9	GJ/年	⑨ =⑥÷120×延床面積	S _{SUBTOTAL} '
	補正後		を住宅のエネルギー消費量 場光発 <u>粛除く)</u>	39.4	GJ/年	⑩ =⑦÷120×延床面積	-
Ţ	노re v	発電	出力	4.5	kW	⑪: 設置予定の公称最大出力	_
2	太陽光 発電	1kW	あたりエネルギー消費削減量	10.7	GJ/kW年	⑪:様式4-6の値を転記	-
L	70 FE	エネ	ルギー消費削減量	48.2	GJ/年	① =①×①	S _E
ſ	二件	エネ	ルギー消費量	-8.8	GJ/年	14 = 8 - 9 - 13	_
=	計算 ⁄結果	エネ	ルギー消費削減量	54.1	GJ/年	(15) = (9+(13)	S _{TOTAL}
	"H.XK	エネ	ルギー削減率	119.4	%	16 =15÷8×100	R

注1)STEP1~5、各指標の記号は「一次エネルギーの算定要領」に対応していますので、算定要領を参照してください。 注2)3. の面積補正について、面積が未定の場合は、延床面積を120㎡として3. の⑧~⑩を計算してください。 様式2-2の①~⑩のタイプ別に作成し、タイプごとに様式4-②~様式 4-6 の必要なものをまとめて綴じてください

様式2-2の住宅 NO (①~⑩) と名称を記載 (全タイプ数の何タイプ目かを明記)

標準エネルギー消費量が概ねゼロとなる仕様で申請する場合も、設置する太陽光発電設備に応じて計算してください

※提案する住宅のタイプごとに作成し、該当する全タイプ分を提出してください。 (様式4-(2) エネルギー消費削減量の計算書【総括表】 (「標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねせ口になると 事業主基準算定 ツールの計算条 ②タイプロロ 件を記載 住宅NO·名称 0 \bigcirc .地域区分 □ Ia □ Ib □ Π Ш □ IVa ■ IVb □ VI 参照する 住宅 100 延床面積 導入手法、提出す 算定要領 概要 ■ 断熱性能の区分 □ 熱損失係数(Q値) 断熱性能の べき計算書の様 の STEP ,計算方法 □ 熱抵抗値(R値) □ 熱貫流率(U値) 式を確認、記載 導入する省エネ手法および添付する計算書 提案種別 省エネ手法 添付する計算書 備考 算定要領の【STEP3~5】 仕様のタイプ **IV**b - (1) ■ 本総括表 概ねゼロとなる仕様 に対応 -次エネルギー に適合するもの 算定要領の【STEP4】に ■ 太陽光発電 ■ 様式4-6 対応 消費量の計算手順 3. 一次エネルギー消費量の計算結果 項目 計算結果 備考 記号 手順1: ①: 公募要領 参考資料4の仕様 標準エネルギー消費量 54.4 面積補正前のエネ GJ/年 E_{ST} 一覧の値を転記 ルギー消費量を公 A (基本仕様) GJ/年 S_A =(1)-(7)募要領の参考資料 ェ (太陽熱給湯器) GJ/年 面積 ネ 4 仕様一覧から C (コージェネレーション) GJ/年 **4**) _ 補正前 量 該当する値を転記 (空気集熱式太陽熱利用) GJ/年 **(5)** D GJ/年 小計 **6**) =(2) S_{SUBTOTAL} 当該住宅のエネルギー消費量 公募要領 参考資料4の仕様 手順2: 47.3 GJ/年 (7): S_{TOTAL} 一覧の値を転記 申請する住宅の面 標準エネルギー消費量 Fc-45.3 GJ/年 =①÷120×延床面積 積でエネルギー消 面積 省エネ量 5.9 =⑥÷120×延床面積 GJ/年 S_{SUBTOTAL}' 補正後 当該住宅のエネルギー消費量 費量・削減量を補 39.4 GJ/年 ① = ⑦÷120×延床面積 (大陽光発電除く) 発電出力 4.5 kW ①: 設置予定の公称最大出力 太陽光 1kWあたりエネルギー消費削減量 10.7 GJ/kW年 ①: 様式4-6の値を転記 手順3: 発電 エネルギー消費削減量 $=(1)\times(12)$ S_{E} 48.2 GJ/年 太陽光発電出力を エネルギー消費量 =(8)-(9)-(13)-8.7 GJ/年 (14) 設定し、削減量を 計算 エネルギー消費削減量 54.1 GJ/年 (15) =(9)+(13) S_{TOTAL} 計算 結果 エネルギー削減率 119.3 16) $=15 \div 8 \times 100$

手順4:

面積補正後のエネルギー消費量、削減量を集計

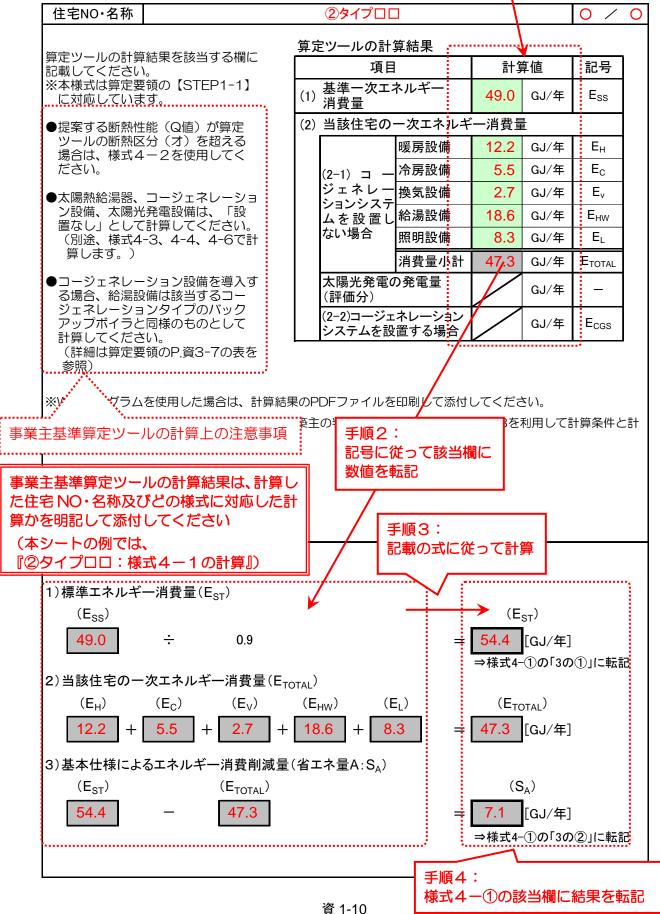
上1)STEP1~5、各指標の記号は「一次エネルギーの算定要領」に対応していますので、要領を参照してください。

- 注2)2. の提案種別で「概ねゼロとなる仕様に適合するもの」を選択した場合は、3. の①、②、⑥、⑦、⑧、⑩~⑮を計算してくだ さい。
- 注3)3. の面積補正について、面積が未定の場合は、延床面積を120mとして3. の⑧~⑩を計算してください。
- 注4) 提案種別を「事業主基準の計算に準じて概ねゼロとなるもの」、「審査委員会が同等以上の水準の省エネ住宅と認めるものとして申請するもの」とした場合は、必ず様式4-①にて提出してください。(様式4-②は使用できません)

手順1:事業主基準算定ツールで計算、結果を該当欄に転記

(様式4-1)

エネルギー消費削減量の計算書【基本仕様】



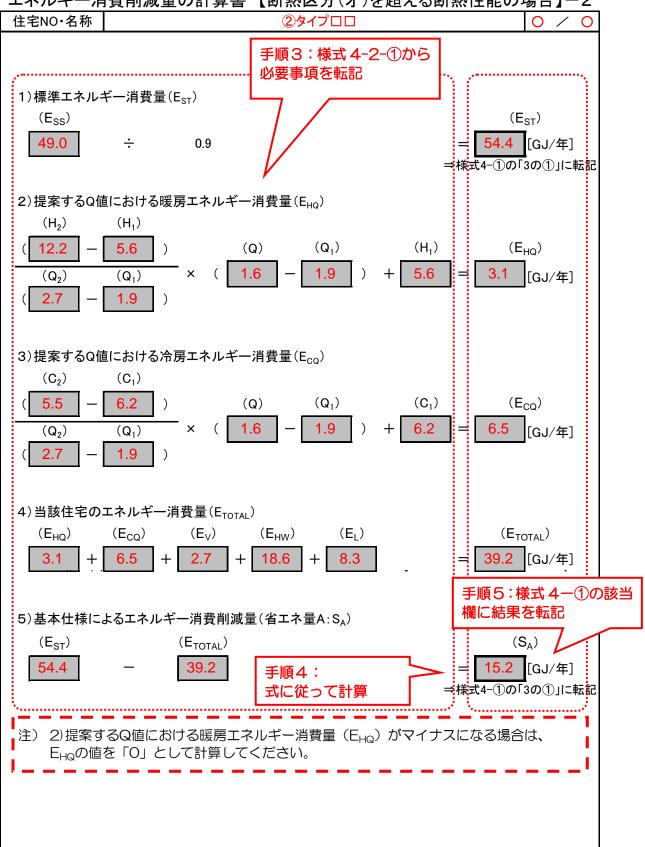
(様式4-2-①)

エネルギー消費削減量の計算書 【断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合】-1

住宅NO·名称									0	
T 2110 1144.									<u> </u>	
		算是	ミツールの	の計算	算結:	果(断熱	区分(才)	の場合)		1
算定ツールの計算結果を該当する欄に記			項目計算値					草値	記号	
載してください。 ※本様式は算定要領の【ST	FD1_1] 4	当該	核地域の断	熱区	分(オ	-)のQ値	1.9	W∕m³K	Q_1	
~【STEP1-2】に対応し す。	していま	(1)	基準一次 消費量	ヤエス	ネル =	ギー	49.0	GJ/年	E _{ss}	
※提案する住宅の断熱性能 (オ)を超える場合、様		(2)	当該住写	さの-	一次	エネルギ	一消費量	<u></u>		
は不要です。					暖房	設備	5.6	GJ/年	E _H =H ₁	
世提案する住宅で、断熱性能	能を(オ)		 (2−1) ⊐	_	冷房	設備	6.2	GJ/年	E _C =C ₁	
┃ (ウ)として計算してくだる	きい。 /		ジェネし	/ -	換気	設備	2.7	GJ/年	E _v	
※断熱性能以外は、同じ してください。	条件で計算		ションシ ム を 設	ステ			18.6	GJ/年	E _{HW}	
※Q値(Q ₁ 、Q ₂)は該当す			ない場合	胆し ì		:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	8.3	GJ/年	EL	
を別表1から選択して記 さい。	記載してくだ					量小計	41.4	GJ/年	E _{TOTAL}	
	/		太陽光角	≰重≀			41.4		LTOTAL	
●太陽熱給湯器、コージェジン設備、太陽光発電設備			(評価分		ノ光月	B 里		GJ/年	_	
フ設備、太陽九光電設備 なし」として計算してく; (別途、様式4-3、4-4、	ださい。		(2-2)¬-					GJ/年	E _{CGS}	
(別述、核式4-3、4-4、 します。)			システム	を設	直 9	る場合				
 ●コージェネレーション設	はた道えす	算足	ミツールの	の計算	算結:	果(断熱	区分(ウ)	の場合)		
る場合、給湯設備は該当				項目			計算	拿值	記号	
ジェネレーションタイプ アップボイラと同様の ち の		当該	核地域の断	熱区	分(ウ	7)のQ値	2.7	W/m³K	Q_2	
算してください。	7 :	—	## *					0.1/5		Ų.
(詳細は算定要領のP <mark>資</mark> (照)	3-7の表を参	- (-(-1-)-	基準 消費量		•••••			GJ/.年		1
SH			当該住写	官の-	一次	エネルギ	一消費量	<u></u>		
※Webプログラムを使用し 計算結果のPDFファイル					暖房	設備	12.2	GJ/年	H ₂	
計算和来のPDFファイル 添付してください。			(2−1) ⊐	_	冷房	設備	5.5	GJ/年	C ₂	
※算定シートを使用した場	/ 合は、「住宅		ジェネし	ノ ー	換気	設備		GJ/年	_	
事業建築主の判断の基準			ションシ ムを設	ステ 罟 -	給湯	設備		GJ/年	_	
告様式3を利用して計算多 果を記載し、添切してくだ。	条件と計算結 ださい		ない場合			設備		GJ/年	_	
未でib戦し、in 17 10(く)	/LCV10				_	量小計		GJ/年		
手順1:			太陽光角	を雷り					_	
早見表から転記			(評価分)				GJ/年	_	
			(2-2)コー システム				/	GJ/年	E _{CGS}	
, ,	3:必要事 ::	<u> </u>	J/AFA	で収	旦 9	の多口	<u></u>	<u></u>	L	٠٠٠
現で				項目			計算	章値	記号	
	FA 8 0	提到	と する住 写	色のの	は値		1.6	W/m³K	Q	
	ᄗᄼ		0 Н Н ±							•
別表1 地域区分に応 地域区分	ぶじた断熱区分の I a	Q値 Ib	の早見表		πП	IVa	₩b	V	VI	
地域区分 断熱区分(ウ)	1.6	ID	I b II III IVa				2.7	٧	3.7	
断熱区分(才)		1.4	1.3			1	.9		3.7	
国家医力(4)		1.4		<u> </u>					J.1	Ė

(様式4-2-②)

エネルギー消費削減量の計算書 【断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合】-2



手順1:事業主基準算定ツールで計算、結果を該当欄に転記

(様式4-3)

エネルギー消費削減量の計算書【太陽熱給湯器を導入する場合】

エヤルへ クチ	/H貝別郷里♡/	PI J I		六八十口 700 百百	<u> 연극기</u>	7 0 201		
住宅NO·名称			②タイプロ	JLJ	<u> </u>		<u> </u>	O.
 算定ツールの計算結果	な該当する地に	算足	ミツールの計算	算結果(太陽	熱温水器	ありの場	 合)	
記載してください。			項目		計算値		記号	
※本様式は算定要領の に対応しています。	STEP2-1]	(1)	基準一次エス 消費量	ネルギー		GJ/年	_	
●「太陽熱温水器」以		(2)	当該住宅の	一次エネルキ	一消費量	<u>.</u>		
または様式4-2 (数 合) と同じ条件で計				暖房設備		GJ/年	_	
<i>(</i>).			(2−1) ⊐ −	冷房設備		GJ/年	_	
●算定ツールの計算結 一次エネルギー消費	量が様式4-1ま		ジェネレー ションシステ	換気設備		GJ/年	_	
たは様式4-2の計算 ことを確認してくだ			ムを設置し	給湯設備		GJ/年	_	
●コージェネレーショ	ン、空気集熱式		ない場合	照明設備		GJ/年	_	
│ 太陽熱利用システム 家)を併用する場合				消費量小計	36.2	GJ/年	E _{SOLAR}	
せん。いずれか一つ て計算してください	のシステムとし		太陽光発電の (評価分)	の発電量		GJ/年	_	
 ※Webプログラムを係 計算結果のPDFファ			(2-2)コージェ システムを設			GJ/年	_	
添付してください。 ※算定シートを使用し	た場合は、「住	笛:	ピツールの計	質結里/大陽	数 担水哭	tal の悔	 르스)	4
宅事業建築主の判断	fの基準」におけ	7 /	<u>Eフールの </u>			する 算値	記号	
る報告様式3を利用して計算条件と 計算結果を記載し、添付してくださ								
υ) 。	.5.,,0 5 2 1, 0 2	(-)		消費量小計	41.4	_ GJ/年	E _{TOTAL}	
━ ━ ━ ━ ━ (注)算定ツールの計		<u> </u>					1017.2	
水器なしの場合)	1					手順2	:様式∠	1-1 ま
* <u>様式4-1を使用する</u> (2)当該住宅の一次エス	ネルギー消費量	•••••	/				式 4-2-	-①の
「消費量小計」に記載 ください。	はの値を転記して ┃					結果を	転記	
*様式4-2を使用する			[3:		•			
様式4-2-① 「断熱区 の(2)当該住宅の一次		必要	事項を転記					
「消費量小計」に記載								
ください。	<i>-</i>					\neg		
				手順4: 式に従っ				
				<u> </u>				
1)太陽熱温水器によ	るエネルギー消費削	減量	(省エネ量B	:S _B)			•	
(E _{TOTAL})	(E _{SOLAR})				(8	S _B)		
41.4	- 36.2			+	5.2	[GJ/年]		
							3」に転訂	e
					^			
					▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗	・様士	1_00	
					7.7	・様式 に結果?	4一①の を転記	'
							エキムロレ	

手順1:事業主基準算定ツールで計算、結果を該当欄に転記

		,	表式4一4)		
エネルギー消費削減量の計算書		ステムを導入			
住宅NO·名称	②タイプロロ	─ ↓	0 / 0		
算定ツールの計算結果を該当する欄に	算定ツールの計算結果				
記載してください。 ※本様式は算定要領の【STEP2-2】	(コージェネレーションシステム 「		T == 1		
に対応しています。	項目 、基準一次エネルギー	計算値	記号		
●「コージェネレーション」以外は、	(1) 消費量	49.0 GJ/年	E _{SS}		
様式4-1または様式4-2 (断熱区分 (才)の場合) と同じ条件で計算して	(2) 当該住宅の一次エネルギ	一消費量			
ください。 ●算定ツールの計算結果のうち、基準	暖房設備	GJ/年			
一次エネルギー消費量が様式4-1ま	(2-1) コ 一 冷房設備	GJ/年			
たは様式4-2の計算結果と一致する ことを確認してください。	ジェネレー換気設備ションシステー	GJ/年	_		
●太陽熱温水器、空気集熱式太陽熱 利用システム(暖房・給湯対象)を	ムを設置し給湯設備	GJ/年			
併用する場合は、計算できません。	ない場合照明設備	GJ/年			
いずれか一つのシステムとして計算 してください。	消費量小計	GJ/年			
※Webプログラムを使用した場合は、	太陽光発電の発電量 (評価分)	GJ/年	_		
計算結果のPDFファイルを印刷して 添付してください。 ※算定シートを使用した場合は、「住	(2-2)コージェネレーション システムを設置する場合	43.2 GJ/年	E _{CGS}		
宅事業建築主の判断の基準」におけ る報告様式3を利用して計算条件と		た にの担合)	但今)		
計算結果を記載し、添付してください。	項目	<u>なしの場合/</u> 計算値	記号		
	(2) 当該住宅の一次エネルギ				
(注)算定ツールの計算結果(コージェ ネレーションシステムなしの場合)	消費量小計	41.4 GJ/年	E _{TOTAL}		
* <u>様式4-1を使用する場合</u> (2)当該住宅の一次エネルギー消費量 「消費量小計」に記載の値を転記して			<u></u>		
ください。 *様式4-2を使用する場合	項目		は様式 4-2-① 果を転記		
<u>↑ 陳式4-26世用する場合</u> 様式4-2-①の 「断熱区分(才)の場	地域・暖冷房方式別に定め	#1.51.12 #10	<u> </u>		
合」の(2)当該住宅の一次エネルギー消 費量「消費量小計」に記載の値を転記	られた按分比率 (別表2から転記してください)	61.6% %			
してください。	(別級2が9年4前してください)		手順3:別表2		
	手順4: "::::"		ら該当する按分 比率を転記		
1) 標準エネルギー消費量(EST) 	必要事項を転記	L	:1		
(E _{SS})		(E _{ST})			
49.0 ÷ 0.9	/ = [54.4 [GJ/年]]		
2)補正後コジェネあり一次エネルギー消費	量(ECGS')				
	c _{GS}) 按分比率 3.2) ÷ <mark>61.6%</mark> } = [(E _{CGS} ') 36.2 [GJ/年]	1		
 3)コージェネレーションシステムによるエネ	 ルギー消費削減量(省エネ量C	:SC)			
(E _{TOTAL}) (E _{CGS} ')		(S _C)			
41.4 – 36.2	手順5: = 式に従って	5.2 [GJ/年] ⇒様式4-①の「3の			

資 1-14

様式4一①の該当欄に結果を転記

手順6:

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 提案申請書の記入例&作成要領

別表2 地域区分・暖冷房方式別の按分比率

	区分	按分
地域 区分	暖冷房方式に係る区分	比率
Ιa	すべての暖房方式	80.3%
Ιb	すべての暖房方式	78.8%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
П	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
_ "	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
ш	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
ш	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
IVa	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
IVb	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
V	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
VI	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

該当する場合のみ添付

手順1:採用するシステムの概要を記載

(様式4-5)

(住宅NO・名称
地域区分 IVb
地域区分 IVb
2月表の値を転記
無理 る省 エネ手法に応じて、次の早見表したら数値を求めて転記してください。 ● 手法1を採用する場合 (①、② の計算値を記載) ● 全館連続暖房 → 別表2-1-1 ・ 部分間欠暖房 → 別表2-1-2 ※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。 ・ 第、④には「〇」を記載してください。 ● 手法3を採用する場合 (①、②、③、④ の計算値を記載) ● 全館連続暖房 → 別表2-1-1 ・ 部分間欠暖房 → 別表2-1-2 ② 空気搬送に要するシステム の一次エネルギー消費量 の.000 GJ/年 EH-system は、またまでは、またまの一次エネルギー消費量 の.330 GJ/年 EH-system は、またまの一次エネルギー消滅量 集熱部単位面積あたりの給 の.330 GJ/年 EH-system は、またまの一次エネルギー消滅量 集熱部単位面積あたりの給 の.330 GJ/年 EH-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー消滅量 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が、選売品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が表品 の.000 GJ/年 EHW-system を またまるを採用しない → 別表2-1-5 (4) 高月探エネルギー が表品 を は またまるを またまるを またまる またまる またまる またまる またまる また
18.8 m
● 手法1を採用する場合 (①、② の計算値を記載) ①
(①、② の計算値を記載)
① 全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ま法3を採用する ⇒ 「O」を記載 手法4(24時間換気との連動) 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 してください。 ② (本)
→ 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 → 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 → 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-3 ※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。 ※③、④には「O」を記載してください。 ●手法2を採用する場合 (①、②、③、④ の計算値を記載) → 全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 → 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-1 → 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ② → 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 → 手法3を採用する → 「O」を記載 → 「必求するシステム」 → 「必求する・「必求
→ 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-8 ※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。 ※③、④には「〇」を記載してください。 ●手法2を採用する場合 (①、②、③、④ の計算値を記載) ・ 全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 ・ 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ・ 手法3を採用する ⇒ 「〇」を記載 ・ 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-3 ③ ⇒ 別表2-1-4 ④ → 手法3を採用する ⇒ 「〇」を記載 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。 ※③、④には「O」を記載してください。 ●手法2を採用する場合 (①、②、③、④ の計算値を記載) ・ 全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 ・ 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ・ 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 ・ 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-3 ③ ⇒ 別表2-1-4 ・ 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
※③、④には「O」を記載してください。 ●手法2を採用する場合 (①、②、③、④ の計算値を記載) ① ★ 全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 ★ 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ② ★ 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 ③ ⇒ 別表2-1-4 ④ ★ 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 ④ 大多では、
●手法2を採用する場合
(①、②、③、④ の計算値を記載) ① ★全館連続暖房 ⇒ 別表2-1-1 → 部分間欠暖房 ⇒ 別表2-1-2 ② ★ 手法3を採用する ⇒ 「〇」を記載 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-3 ③ ⇒ 別表2-1-4 ④ ★ 手法3を採用する ⇒ 「〇」を記載 表記を採用する ⇒ 「〇」を記載 表記を採用しない ⇒ 別表2-1-5 ④ 給湯用採熱に要するシステ
#####################
→ 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-3 ③ ⇒ 別表2-1-4 ④ → 手法3を採用する ⇒ 「O」を記載 → 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-5 ④ ★ 第二本ルギー削減量 ④ ★ 湯用採熱に要するシステ
3 湯エネルギー削減量 0.330 GJ/年間 CHW-R
サ 手法3を採用する ⇒ 10」を記載 ★ 手法3を採用しない ⇒ 別表2-1-5
《(1)は暖房方式に呱じて早見表が異なりま !! ^ ^ / ^ / ^ / ^ /
す。
●手法4を採用する場合 (6) の計算値を記載)
→ 手法4を採用しない ⇒「O」を記載 !!
※手法4を採用しない場合には、⑥にも ┃ ⑥ 換気エネルギー消費量 (注) 2.7 GJ/年
「O」を記載してください。 (注)様式4-1の2)に記載の値、または様式4-2-①の算定 結果(断熱区分(才)の場合)における値を転記してください
1)空気集熱式太陽熱利用システムによるエ <mark>・必要事項を転記</mark> 量D:S _D) たは様式 4-2-①
(L_{H-R}) (A) $(L_{H-cyctam})$
(E _{H-R}) (A) (E _{H-system}) 結果を転記 (0.098 × 18.8 - 0.000) +
(E_{H-R}) (A) $(E_{H-system})$ (0.098) × 18.8 - 0.000) +
(<u>0.098</u> × <u>18.8</u> – <u>0.000</u>) +
(<u>0.098</u> × <u>18.8</u> – <u>0.000</u>) +
(0.098 × 18.8 - 0.000) +
(0.098 × 18.8 — 0.000) + (E _{HW-system}) 手順6:

太陽光発電1kWあたりのエネルギー消費削減量を早見表から選定または計算します。※太陽光発電の出力等は様式4に記載します。

(様式4-6)

エネルギー消費削減量の計算書【太陽光発電を導入する場合】

住宅NO·名称 ②タイプ□□ ○ / ○

※様式4で記載する太陽光発電の計算根拠として条件等を記載してください。

※ (1) または (2) のいずわかの方法を選択して 記載してください

手順1:(1)と(2)のいずれかの方法を選択

手順2:早見表から該当する数値を転記

(1) 早見表を使用して計算する場合

断熱地域区分別の1kWあたりの一次エネルギー削減量の早見表(別表3)から、提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求め、該当する欄に記載してください。

- ●詳細が未定の場合は、方位:真南、 傾斜角:30°として計算することが 可能です。
- ●設置勾配(寸表示)の傾斜角(度表示)と の対応については別表5を参考とし てください。

太陽光剤	き電システムの概要			
	項目		计算	草値
地域区分	}	V	IV	'b
	傾斜角		真	南
太陽光発電	方位角	30°		
元电	1kWあたりのエネルギー 消費削減量 ^{※1}	10.7	7	GJ/kW年
※1 別表	3-1~3-3から該当する値を	云記	7	

⇒様式4-①または4-②の 「3の①」に転記

手順3:計算結果を様式4-①または様式4-②に転記し、発電出力の設定に応じたエネルギー消費削減量を計算

(2) 算定ツールを使用して計算する場合(※早見表の値の計算根拠となる計算方法)

算定ツールの計算結果を該当する欄に 記載してください。

- ●「太陽光発電」以外は、様式4-1 または様式4-2と同じ条件で計算 してください。
- ●傾斜角については別表5を参考としてください。
- ※Webプログラムを使用した場合は、 計算結果のPDFファイルを印刷して 添付してください。
- ※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告様式3を利用して計算条件と計算結果を記載し、添付してください。

算定ツールの計算結果(太陽光発電ありの場合)

		計算	算値	
(1)	基準一次エス	\setminus	GJ/年	
(2)	当該住宅の	ー次エネルギー消費量	1	
		暖房設備		GJ/年
	(2-1) = -	冷房設備		GJ/年
	ジェネレー ションシステ	換気設備		GJ/年
	ムを設置し	給湯設備	\setminus	GJ/年
	ない場合	照明設備	\backslash	GJ/年
		消費量小計		GJ/年
	太陽光発電の	D発電量(評価分)		GJ/年
	(2-2)コージェ を設置する場	ネレーションシステム 合		GJ/年

項目	計算	草値
発電出力(公称最大出力)		kW
地域・暖冷房方式別に定められた 按分比率 (別表4から転記してください)		%

1)太陽光発電によるエネルギー消費削減量(省エネ量E:S_E)

太陽光発電の 発電量(評価分)

按分 比率 発電出力 (公称最大出力)

エネルギー 消費削減量

1kWあたりの

÷ 0.44 ÷

.

=

= 【 [GJ/kW年] ⇒様式4-①または4-②の 「3の②」に転記

算定ツールで計算する場合も様式4-①または様式4-②を利用することで、発電出力の設定に応じた計算が可能

資 1-17

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 提案申請書の記入例&作成要領

別表3-1 太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表

(1) I a地域

1kWあたりの一次エネルギー消費削減量(GJ/kW・年)

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未満	8.8	9.3	9.6	9.9	9.9	9.1	6.2
	真南から東または西へ15°以上45°未 満	8.8	9.3	9.6	9.6	9.3	8.5	5.9
方	真南から東または西へ45°以上75°未 満	8.8	9.1	9.1	8.8	8.5	7.6	5.1
位角	真南から東または西へ75°以上105° 未満	8.8	8.5	8.2	7.9	7.4	6.2	4.2
	真南から東または西へ105°以上135° 未満	8.8	8.2	7.6	6.8	6.2	4.8	3.1
 也域を	直南から東または西へ135°以上165° 選択	8.8	7.9	7.1	6.2	5.4	4.0	2.3
	東・西へ165°以上真北まで	8.8	7.9	6.8	5.9	5.1	3.4	2.0

(2) I b地域 1kWあたりの一次エネノ

(2)	I b地域		1kWあた	こりの一次	てエネルギ	一消費肖	川減量(Gu	<u>l/kW∙年)</u>
					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未満	8.9	9.5	9.8	9.8	9.5	8.7	5.8
١.	真南から東または西へ15°以上45°未 満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8.9	9.2	9.5	95	9.5	8.4	5.8
_	真南から東または西へ45°以上75°:	8.9	9.2	9.2	8.9	8.7	7.5	5.2
方位角	真南から東または西へ75°以上105° 未満	8.9	8.7	8.7	8.1	7.8	6.6	4.3
//	真南から東または西へ105°以上135° 未満	8.9	8.4	7.8	7.2	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135°以上165° 未満	8.9	8.4	7.5	6.6	5.8	4.0	2.6
	真南から東・西へ165°以上真北まで	8.9	8.1	7.2	6.3	5.2	3.7	2.0

(3)Ⅱ地域

1kWあたりの一次エネルギ―消費削減量(GJ/kW・年)

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.4	8.4	5.6
	真南から東または西へ15°以上45°未 満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	8.0	5.6
方	真南から東または西へ45°以上75°未 満	8.7	9.1	9.1	8.7	8.4	7.3	4.9
7 位 角	真南から東または西へ75°以上105° 未満	8.7	8.7	8.4	8.0	7.7	6.6	4.2
"	真南から東または西へ105°以上135° 未満	8.7	8.4	8.0	7.3	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135°以上165° 未満	8.7	8.0	7.3	6.6	5.9	4.2	2.8
	真南から東・西へ165°以上真北まで	8.7	8.0	7.3	6.3	5.6	3.8	2.1

様式 5-1-A と様式 5-1-B で該当するものを使用してください

<u>※様式5-1-Aまたは様式5-1-Bのいずれかを選択して提出してください。</u> (様式5−1-A)

(建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合)

事業計画-1 【総括表】

		Α	В	С	D	E	F	G	Н
NO	住宅の名称	調査設計計画費	戸あたりの存 建設費の 掛かり増 し相当額	補助対象費 効果等の 検証費	小計 (A+B+ C)	補助 率	補助 相当XE または 1,650千円 の低い	戸数	補助 申請額 (F×G)
		千円/戸	千円/戸	千円/戸	千円/戸	-	千円/戸	戸	千円
1	○○モデル	0	3,300	0	3,300	1/2	1,650	5	8,250
2	□□モデル	0	2,500	800	3,300	1/2	1,650	4	6,600
3	△△△邸	300	3,000	1,000	4,300	1/2	1,650 ⁄\	1 	1,650
	/ \					امسا	′ \ ,	└_/ \	
の住 ⑩) (、様式2-2 宅 NO (①~ こあわせて記 てください	ように ※申請	- 2 とー到記載 (千円 しない項目 「O」と記	目単位)	補助	1戸ご 額は 50千			者あたり O戸が
7						1/2			
8						1/2			
9						1/2			
10						1/2			
									16,500

- 注1) 消費税は除いた額を記載してください。
- 注2) 千円未満は切り捨て処理として計算してください。 注3) 「H 補助申請額」(住宅別、合計額)を様式2-1の該当欄に記載してください。
- 注4) 掛かり増し費用として申請できるものは、公募要領 別表1-1に掲げるものに限ります。 必ず、公募要領 別表1-1をご確認ください。
- 注5)「A、B、C」欄で、該当するものがない場合は、必ず「O」を記載してください。

様式 5-1-A と様式 5-1-B で該当するものを使用してください

※様式5-1-Aまたは様式5-1-Bのいずれかを選択して提出してください。 (様式5-1-B)(簡便な計算方法:建設に要する費用の1/10として申請する場合)

事業計画-1 【総括表】

				Α	В	С	D	E
				1戸さ	あたりの補助対象	象費用		
N	0	住宅の	D名称	調査設計計画費	効果等の検 証費	小計	補助 率	補助 相当額1 (C×D)
				千円/戸	千円/戸	千円/戸	_	千円/戸
Œ	1)	〇〇モデル		C	0	0	1/2	0
(2	2	□□モデル		C	800	800	1/2	400
(3	3	△△△邸		300	1,000	1,300	1/2	650
(2	4)	1		·\/	·····/\	·	1/2	
	5				 		1/2	
(6	3) /		様式5·		申請しない		1/2	
		**		るよう	目は必ず「	ÕΊ	1/2	
I		様式2-2	一に記載	W 147	を記載		1/2	
•		NO (①~	一 (千円!	単位)			1/2	
•		あわせて記 ください					1/2	
戦し 		\/LGVI			1			
			4					
	_	_	_		<u> </u>		T	
		F	G	Н	I	,J	К	L
N	0	F 1戸あたりの 建設に要す る費用	G 補助換算率	H 補助相当額	補助 相当額1	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額)	対象戸数	L 補助申請額
N	0	・ 1戸あたりの 建設に要す			補助 相当額1 2 +補助 相当額2	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円		
	o D	1戸あたりの 建設に要す る費用	補助換算率	補助相当額	補助 相当額1 2 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額)	対象戸数	補助申請額
	/	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸	補助換算率	補助相当額	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸	対象戸数戸	補助申請額
	1)	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500	補助換算率 千円/戸 1/10	補助相当額 千円/戸 1,650	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650	対象戸数 戸 5	補助申請額 千円 8,250
	1) 2)	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10	補助相当額 千円/戸 1,650	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650	対象戸数 戸 5 4	補助申請額 千円 8,250 6,600
	1) 2) 3)	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10	補助相当額 千円/戸 1,650	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650	対象戸数 戸 5 4	補助申請額 千円 8,250 6,600
	1) 2) 3) 4) 5)	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10 1/10	補助相当額 千円/戸 1,650 1,500	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650 1,900 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650	対象戸数 戸 5 4	補助申請額 千円 8,250 6,600 1,650
	10 22 33 40 50 11	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10	辅助相当額 千円/戸 1,650 1,500 1,000	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650 1,900 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650 1,650	対象戸数 戸 5 4 1	補助申請額 千円 8,250 6,600 1,650
	1 1 1	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000 10,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10	辅助相当額 千円/戸 1,650 1,500 1,000 5	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650 1,900 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650 1,650	対象戸数 戸 5 4 1 1事業者	補助申請額 千円 8,250 6,600 1,650
	1 1 1	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10	辅助相当額 千円/戸 1,650 1,500 1,000 5	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650 1,900 1,650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650 1,650	対象戸数 戸 5 4 1 事業1 合計10	補助申請額 千円 8,250 6,600 1,650
	1 1 1	1戸あたりの 建設に要す る費用 千円/戸 16,500 15,000 10,000	補助換算率 千円/戸 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10	辅助相当額 千円/戸 1,650 1,500 1,000 5	補助 相当額1 +補助 相当額2 (E+H) 千円/戸 1,650 1,900 1,650 住宅1戸 助前は 1650	補助 相当額 (Iまたは 1,650千円 の低い額) 千円/戸 1,650 1,650	対象戸数 戸 5 4 1 事業1 合計10	補助申請額 千円 8,250 6,600 1,650

- 注1) 消費税は除いた額を記載してください。
- 注2) 千円未満は切り捨て処理として計算してください。
- 注3)「L 補助申請額」(住宅別、合計額)を様式2-1の該当欄に記載してください。

補助申請額 合計

- 注4) 公募要領の別表1-2に掲げるものは、建設に要する費用として申請することはできません。 必ず、公募要領の別表1-2をご確認ください。
- 注5)「A~B」欄、「F」欄で該当するものがない場合は、必ず「O」を記載してください。

16,500

該当する全てのタイプについて提出

様式2-2の住宅NO にあわせて、NO(①~

⑩) と名称を記載

(様式5-2)

、、、さい。

<u>※住宅のタイプ別(①~⑩)に作成、該当する全てのファントンと</u>

補助対象となる部分の経費の内訳

提案者名 OO工務店 住宅NO・名称 ②タイプ□□

住宅の名称・項目	仕様·内容	数量	単位	金額 (千円/戸)	備考
住宅② タイプロロ	1戸あたりとし	ンて記載	,		同じ仕様で複数
1. 調査設計計画費					戸を積算する場
〇〇設計費	〇〇のシミュレーション	00	00	00	合は対象戸数を
			必ず明記のこと		
小計	·A(戸当たり : 千円/戸)	00			
小計	000	対象戸数 4戸			
2. 建設費(掛かり増し)	 		•	······	
:"【断熱強化】				*	
〇〇材料費	OOO: Omm	0ф	00	00	〇〇との差額
〇〇設置費		00	00	00	〇〇との差額
【〇〇設備】					
〇〇機器費	OOO:COP OO	00	00	00	○○との差額
〇〇設置費		00	00	00	○○との差額
【〇〇設備】					
〇〇機器費	00	00	00	00	〇〇との差額
〇〇設置費		00	00	00	〇〇との差額
			1		
小計	·B(戸当たり :千円/戸)			00	
小計E	3'(対象戸数 計:千円)			000	対象戸数 4戸
3. 効果等の検証費			V		
〇〇備品費	OO器	00	00	00	0000
〇〇委託費	外部委託費	00	00	00	〇〇の委託
小計	C(戸当たり : 壬円/戸)			ΩΟ	
小計C	C'(対象戸数 計 :千円)			000	対象戸数 4戸
住宅② タイプロロ					
合計A+B-	+C(戸当たり合計: 千円/	戸)		00	
合計A'+B	'+C'(対象戸数 合計: 刊	-円)		000	対象戸数 4戸

- 注1) 消費税は除いた額を記載してください。
- 注2) 千円未満は切り捨て処理として計算してください。
- 注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は、必要に応じて増やしてください。
- 注4) 仕様・内容欄には、対象工事費等の内容、仕様・性能等がわかるよう記載してください。
- 注5) 特記すべき内容がある場合には、備考欄に記載してください。
- 注4) 掛かり増し費用として申請できるものは、公募要領 別表1-1に掲げるものに限ります。 <u>必ず、公募要領 別表1-1をご確認ください。</u>

公募に関するQ&A

1. 公募に関する質問

Q	公募期間はいつまででしょうか。
1-01	また、第2回の公募は実施されるのでしょうか。
Α	公募期間は5月11日(金)~6月22日(金)で、締切は6月22日(金)私書箱必着
1-01	です。また、第2回の公募は予算の状況によりますので、現時点ではお答えできません。
Q	「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」の公募は来年度も予定されているのでしょうか。
1-02	
Α	来年度の予算によりますので、現時点ではお答えできません。
1-02	
Q	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の両
1-03	方に同時に申し込むことはできるのでしょうか。
Α	両方申込むことは可能ですが、同一物件について、双方の補助金を受け取ることは出来ま
1-03	せん。補助金申請時には、いずれかの事業を選択してください。
	また、同一物件で両方への申し込みがあった場合、採択事業を調整することがあります。
Q	他の補助金と併用することはできるのでしょうか。
1-04	
Α	原則として、国庫補助金を財源とした補助金の対象となっている事業は補助の対象となり
1-04	ませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分
	を除いては補助対象とすることがあります。(同じものに重複して補助金を受けることは
	できません)
	なお、補助額を建設費の1/10とする簡便な計算方法で申請する場合は、補助対象部分
	を切り分けることが困難であり、他の補助金との併用はできません。
Q	応募にあたっては、施主との契約、建設地が決まっていることなどが必要なのでしょうか。
1-05	いわゆる住宅のシステム提案のように、建設地が決まっていない場合でも応募できるので
	しょうか。
Α	施主や建設地が未定でも応募は可能です。ただし、一次エネルギー消費量の計算を求めま
1-05	すので、申請する住宅について、断熱性能、設備の方式や性能、再生可能エネルギー活用
	機器等について仕様を決めて頂く必要があります。
Q	応募が多数の場合、先着順で採択が決まるのでしょうか。
1-06	
Α	要望が予算額を超える場合、申請された住宅におけるエネルギー消費削減量やエネルギー
1-06	削減率等の省エネルギー効果に基づいて評価し、優先順位をつけて、採択事業や採択戸数
	を決定することがあります。
Q	建築主が事業に応募することはできないのでしょうか。また、建築主がこの事業に応募す
1-07	る際は、建設工事を行う工務店が決まっている必要があるのでしょうか。

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 公募に関する Q&A

Α	公募要領の「2.1 申請者の資格」に記載のとおり、事業者からの応募としています。
1-07	そのため、応募にあたっては、建設工事を行う工務店が決まっており、その工務店が申請
	者の資格に該当していることが必要となります。

2. 申請者の資格に関する質問

Q	中小工務店とは、どういった定義なのでしょうか。
2-01	
Α	公募要領の「2.1 申請者の資格」に記載のとおり、直近3年間の平均で、年間の新築
2-01	住宅供給戸数が50戸未満の事業者となります。
Q	複数の事業者でまとまって申請することは可能でしょうか。
	後数の争業自てみとようで中間するととは可能でしょうが。
2-02	
Α	複数事業者によるグループとしての応募は不可とします。一の事業者ごとに応募してくだ
2-02	さい。
Q	年間平均の新築住宅供給戸数はどのように計算するのでしょうか。
2-03	
Α	公募要領の「2. 1 申請者の資格」に計算方法を記載しています。対象となる事業年度
2-03	 に建築主又は買い主に引き渡した戸数を対象に計算します。
Q	
2-04	床面積の大小に関する制限はあるのでしょうか。
	自社で建設した住宅であれば含まれます。集合住宅は各住戸数をカウントします。また、
A	
2-04	小規模な住宅について、床面積が55m以下は1/2戸、40m以下の場合は1/3戸と
	してカウントします。
Q	年間平均の新築住宅供給戸数を計算する場合、例えば二世帯住宅などは何戸としてカウン
2-05	トすればよいのでしょうか。
Α	住宅の戸数は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品確法)の考え方に基づきま
2-05	す。具体的には、住宅瑕疵担保責任保険の加入戸数(供託する戸数)となります。
Q	直近3年分の平均新築住宅供給戸数とあるが、設立したばかりの会社で3年分の実績がな
2-06	い場合は応募できないのでしょうか。
Α	├────────────────────────────────────
2-06	い実績については、年当たりに換算して応募してください。
Q	新築住宅供給戸数の実績には、自社で建設は行わず、販売しただけの住宅も含まれるので
2-07	しょうか。
	0
Α	名めよせん。他社に先注して建設した住宅について販売を行うたものはカワフトしよせん。
2-07	
Q	自社以外の建設業者に工事を発注して建設した住宅を買主に販売する不動産業者は、本事
2-08	業の事業主体になれるのでしょうか。
Α	本事業では、中小工務店の技術力向上等によるゼロ・エネルギー住宅への取組促進を目的
2-08	としており、自社で住宅を建設する事業者を対象としています。よって他社に発注して建

	設した住宅を販売する事業者は対象とはなりません。
Q	支店や営業所はそれぞれが「一の事業者」として申請することができるのでしょうか。
2-09	
Α	支店や営業所単位での申請はできません。本社、支店、営業所等を含めて「一の事業者」
2-09	と扱います。したがって、年間の新築住宅供給戸数、申請戸数の上限においても、本社、
	支店、営業所等の合計です。

3. 事業の要件に関する質問

Q ゼロ・エネルギー住宅の考え方について教えていただけないでしょうか。 3-01 本事業では住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により 3-01 年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)のゼロまたは概ねゼロになる住宅のごを言います。
A 本事業では住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により 年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)のゼロまたは概ねゼロになる住宅のこを言います。
3-01 年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)のゼロまたは概ねゼロになる住宅のこを言います。
を言います。
Q 住宅事業建築主の判断の基準における計算に準じた評価方法とはどのようなものでしょ
3-02 か。
A 評価方法の詳細を「一次エネルギー消費量の算定要領」にまとめています。本事業では
3-02 申請する住宅における断熱性能・設備性能の向上、太陽光発電等の再生可能エネルギー
活用、コージェネレーションなどによる一次エネルギー消費削減量を差し引いて、標準
な住宅の一次エネルギー消費量がゼロとなるかを計算します。詳しくは「一次エネルキ
消費量の算定要領」をご確認ください。
Q 標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみなす仕様とはどのようなも
3-03 でしょうか。
A 事業主基準で規定される地域区分ごとに、断熱性能、暖冷房・換気・照明・給湯の各設
3-03 の方式及び性能の組み合わせで、目安となる太陽光発電設備を導入した場合に、標準的
住宅の一次エネルギー消費量がゼロとなるものを示したものです。詳細は、本事業のか
ムページ『ゼロ・エネルギー化推進室(住宅のゼロ・エネルギー化推進事業)』
(http://www.zero-ene.jp/zeh/index.html)に掲載する一覧表をご確認ください。
Q 審査委員会によって標準的な住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等
3-04 能以上の省エネ性能を有するものと認められるものとはどのようなものでしょうか。ま
審査委員会で認められるためには、どのようにすればよいのでしょうか。
A 一概にはお答え致しかねますが、例えば、事業主基準の計算に反映されない設計の工夫
3-04 よる自然エネルギーの有効活用(いわゆるパッシブ設計)などが想定されます。提案申
書の様式3-2に、取り組み内容を具体的に記載してください。また、審査委員会での
価にあたって、提案する技術等の実績などを追加で提出いただくことがあります。
Q 平成 11 年基準に適合するものとは、既存の改修においても求められるのでしょうか。
3-05
A既存の改修においても、改修後に平成 11 年基準に適合していることが必要です。

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 公募に関する Q&A

Q	既存の改修において、現在の断熱性能がわからない場合、平成 11 年基準への適合状況をど
3-06	のように判断すればよいのでしょうか。
Α	既存の改修においても、改修後に平成 11 年基準に適合することを提示していただく必要が
3-06	ありますので、竣工時の図面等から断熱性能を算定するなどによって、適合状況を確認し
	ていただくことになります。

4. 補助対象に関する質問

Q	どのような取り組みが補助対象となるのでしょうか?
4-01	
Α	住宅のゼロ・エネルギー化に資する取組みを補助対象とします。詳しくは、公募要領の「2.
4-01	4 補助額」に補助対象費用を記載しておりますので、ご確認ください。
Q	補助対象となる住宅とは、どのようなものでしょうか。また、構造の種類に制限はあるの
4-02	でしょうか。
Α	新築・既存の戸建住宅で、請負(注文)・建売・賃貸住宅の別は問いません。構造に関し
4-02	ても種別に関わらず対象となります。
Q	補助の上限となる10戸は、例えば二世帯住宅などはどのようにカウントするのでしょう
4-03	か。
Α	住宅の戸数は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品確法)の考え方に基づきま
4-03	す。具体的には、住宅瑕疵担保責任保険の加入戸数(供託する戸数)となります。
Q	建設業者が補助事業主体として建設し、宅建業者等に引き渡す住宅は対象となるのでしょ
4-04	うか。
Α	なりません。本事業では、最終的な住宅所有者が運用段階のエネルギー消費量の削減に寄
4-04	与することが求められますので、建設した事業者が一般消費者に引き渡す住宅が対象とな
	ります。
Q	建築着工済の住宅は対象となるのでしょうか。
4-05	
Α	対象となりません。本事業では、建築着工(根切り工事又は杭打ち工事の着手)前に補助
4-05	金交付申請を行うものを対象としております。なお、交付決定通知書を受理後に建築着工
	を行っていただけます。また、地盤調査や地盤改良(表層改良)、造成工事は交付決定通
	知書の受理前であっても行っていただけます(柱状改良は「杭」の扱いですので、交付決
	定通知書の受理前に着手できません)

5. 補助額に関する質問

Q	補助率や補助の上限額について教えていただけないでしょうか。
5-01	
Α	補助率は1/2以内、上限額は一戸あたり165万円となります。
5-01	

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 公募に関する Q&A

Q	ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とはどのように算出するのでしょうか。
5-02 A	通常の戸建住宅と比べて、提案する住宅で要する費用の増分を算出していただきます。た
5-02	だし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対象としますので、詳
0 02	しくは公募要領の「別表1-1」をご確認ください。
Q	既存の改修の場合、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とは改修費用とし
5-03	て考えればよいのでしょうか?
Α	そのとおりです。ただし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対
5-03	象としますので、詳しくは公募要領の「別表1-1」をご確認ください。
Q	新築の場合の簡便な計算方法として、建設に要する費用の1/10とすることができると
5-04	ありますが、これは建設に要する費用の1/10が補助額となると考えてよいのでしょう
	か。また、この場合も別表1-1に記載されているもののみが対象となるのでしょうか。
Α	新築の場合には、建設に要する費用の1/10を掛かり増し費用の1/2に相当する「補
5-04	助額」として申請いただけます。この場合は、「別表1-1」によらず、全体の建設費を
	対象に1/10に相当する額を算出いただきます。ただし、「別表1-2」に掲げるもの
	は対象外となりますので、ご注意ください。
Q	補助額の上限額は、建築構造、建築設備等の整備に要する費用に対してかかるのでしょう
5-05	か。
Α	①調査設計計画に要する費用、②建築構造、建築設備等の整備に要する費用、③効果等の
5-05	検証に要する費用に対する補助額の合計額に対して、1戸あたり165万円を上限としま
	す。なお、具体的な計算方法は、提案申請書の「様式5-1」をご確認ください。
Q	調査設計計画に要する費用、効果等の検証に要する費用とは具体的にどのようなものでし
5-06	ょうか。また、どのようにすれば、認められるのでしょうか。
Α	住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費、
5-06	新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用を想定しています。申請にあたって、
	それぞれの内容、特別に必要となる理由を記載してください。その内容を審査委員会で個
	別に審査し、特に必要があると認められた場合に補助対象となります。

6. 事業期間に関する質問

Q	事業着工が交付決定日以降となっていますが、交付決定はいつ頃になるのでしょうか。
6-01	
Α	交付決定とは採択通知後、交付申請の手続きをして頂き、申請内容の審査を経てなされま
6-01	す。交付決定は、通常であれば交付申請から概ね2週間を目処に行う予定です。
Q	事業完了が平成26年1月末となっていますが、平成25年度に着工するものも補助の対
6-02	象となるのでしょうか?
Α	平成24年度末までに着工したものが補助の対象となります。また、平成24年度末まで
6-02	に着工したものは、平成26年1月末までに完成したものが補助の対象となります。

7. 交付申請~実績報告に関する質問

Q	公募期間に応募し、採択通知を受けることで、補助金が支払われるのでしょうか。
7-01	
Α	採択通知を受け取ったあと、あらためて定める期間に交付申請の手続きをしていただき、
7-01	内容の審査を経て、交付決定を受けてから着工したものが補助の対象となります。また、
	事業が完了(竣工)した後、実績の報告手続きをしていただき、内容の審査を経て、補助
	金の額が確定して、支払いとなります。
Q	交付申請に必要な書類とはどのようなものでしょうか。
7-02	
Α	設計図書、見積書、その他必要な書類を予定しています。詳細についは、順次、本ホーム
7-02	ページにて公開する予定です。
Q	公募時の仕様からの設計変更、交付申請後の設計変更などは認められるのでしょうか。
7-03	
Α	仕様等の変更は認められますが、変更後も事業の要件に適合することはもちろん、公募時
7-03	の一次エネルギー消費量に関するエネルギー削減率を下回ることは認められません。
Q	採択後に諸事情で交付申請を行わないことになった場合や、申請した戸数よりも少ない戸
7-04	数のみの建設に終わった場合に罰則はあるのでしょうか。
Α	採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合、予定の戸
7-04	数に満たない場合などは速やかに報告をいただくことになります。また、今後応募があっ
	た場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断させていただくことになります。
	なお、虚偽の申請等にあたる場合には罰則の適用があります。
Q	補助金は誰に対して支払われるのでしょうか。
7-05	
Α	補助金は公募及び交付申請を行う提案事業者が指定する銀行等の口座に支払を行います。
7-05	ただし、補助金は最終的に申請した住宅を所有する方の費用に対して支援するものですの
	で、交付申請時に補助金の額の取り扱い等を規定した書面を提出頂く予定です。
Q	事業の完了後の原則1年間のエネルギー消費に関する報告と効果が分かるものの提出とは
7-06	どのようなものでしょうか。
A	実際に居住している状況でのエネルギー消費量や効果の報告を予定しています。報告様式
7-06	は、順次、本ホームページで公開していく予定です。

8. 一次エネルギー消費量の算定に関する質問

Q	一次エネルギー消費量を算定する際、対象となるのはどのような取り組みでしょうか。
8-01	
Α	基本的に住宅事業建築主の判断の基準の計算において、計算対象となるものになります。
8-01	具体的な計算方法を「一次エネルギー消費量の算定要領」にまとめておりますので、ご確
	認ください。

Q	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と住宅のゼロ・エネルギー化推進事業で、一
8-02	次エネルギー消費量の計算方法に違いはあるのでしょうか。
Α	基本的な計算方法は一緒です。ただし、応募にあたって対象となる断熱性能や機器仕様に
8-02	違いがありますので、ご注意ください。
Q	標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるとみなす仕様に適合するものとし
8-03	て応募する場合は、一次エネルギー消費量の計算は必要ないのでしょうか。
Α	概ねゼロとなる仕様に適合するものとして応募する場合も一次エネルギー消費量の計算は
8-03	必要です。仕様一覧表では、各仕様の標準エネルギー消費量、当該住宅の一次エネルギー
	消費量をまとめており、記載の数値を活用して計算できます。なお、要望が予算額を超え
	た場合には、仕様を選択して応募するものも、エネルギー消費削減量やエネルギー削減率
	等の省エネルギー効果を評価し、優先順位をつけて、採択事業や採択戸数を調整すること
	があります。
Q	審査委員会で、標準的な住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等以上と
8-04	認められるものとして申請する場合、一次エネルギー消費量の計算はどのようにすればよ
	いのでしょうか。
Α	算定要領で定めた計算方法で計算可能な範囲(住宅事業建築主の判断の基準の計算方法で
8-04	計算可能な範囲)については、所定の方法で一次エネルギー消費量を計算する必要があり
	ます。また、所定の方法で計算のできないものについては、別途、提案する技術、取り組
	みの一次エネルギー消費量の削減効果を記載していただきます。

9. その他の質問

Q	予算はどのくらいなのでしょうか?							
9-01								
Α	本事業に係る予算として23.1億円計上されています。概ね1400戸の事業規模を想							
9-01	定しています。							
Q	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と住宅のゼロ・エネルギー化推進事業とでは、							
9-02	何が違うのでしょうか。							
Α	住宅のゼロ・エネルギー化推進事業は、申請者が中小工務店に限られますが、建築主や建							
9-02	設地が未定でも応募可能です。一方、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は建築							
	主が申請者となる必要があります(代行者による手続きも可)。							
	また、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業は中小工務店の取り組み促進を目的としている							
	ため、基本的な躯体、設備の対策も含めて評価し、補助対象としています。一方、ネット・							
	ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は高断熱性能、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、							
	一定水準の省エネ性能が得られるもの、先導的・先進的な省エネ設備等を評価し、補助対							
	象としています。これから、補助対象項目や補助対象とする基準、補助の限度額などに違							
	いがあります。							
Q	住宅事業建築主の判断の基準について教えてください。							
9-03								

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 公募に関する Q&A

A 事業主基準については、建築環境・省エネルギー機構のホームページに解説が掲載されて 9-03 おります。同ホームページでは、算定用 Web プログラムの操作マニュアルや算定シートも ダウンロードいただけます。また、計算にあたって具体的な設備等の評価方法も FAQ としてまとめられておりますので、ご確認ください。

一次エネルギー消費量の算定要領

本算定要領は、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」の応募にあたり、標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなることを評価する計算方法を記載したものです。

【注意事項】

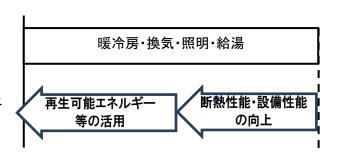
- ①本算定要領の計算結果は、ゼロ・エネルギー住宅等として認定するものではありません。
- ②本算定要領の一次エネルギー消費量計算は、「住宅事業建築主の判断の基準(以下、事業主基準とする)」における計算に準じていますが、補助申請の簡便化等のため、一部、事業主基準の計算とは異なる方法も取り入れています。
- ③一次エネルギー消費量の計算は、事業主基準における計算に用意された**『算定用Webプログラム』、『算定用シート』**(以下、**算定ツール**とする)を使用します。
- ④<u>事業主基準の概要、算定ツールの詳細、計算に当たってのQ&A</u>は、次のホームページにて、 ご確認いただけます。また、『算定用Webプログラムの操作マニュアル』も下記ホームページからダウンロードいただけますので、ご参照ください。
 - ■建築環境・省エネルギー機構 『住宅事業建築主の判断基準 ホームページ』 (http://ees.ibec.or.jp/)
 - ■建築環境・省エネルギー機構 『住宅事業建築主の判断基準 資料ダウンロード』 ※算定用シート、算定用プログラムの操作マニュアル等がダウンロードいただけます。 (http://ees.ibec.or.jp/documents/index.php)
- ⑤応募にあたっては、一次エネルギー消費量計算の過程で使用した<u>事業主基準用の算定ツール</u> の計算結果も添付していただきます。
 - ※算定用Webプログラムは計算結果をPDFファイルで出力・印刷できます。この計算 結果は応募時に添付資料としてそのまま活用できますので、一次エネルギー消費量の計 算にあたっては、Webプログラムのご利用をお勧めします。

1. 評価の概要

- ①本事業では、事業主基準と同様に、『暖冷房設備』『換気設備』『照明設備』『給湯設備』に係る一次エネルギー消費量*1を対象として評価します。
- ②『標準的な住宅における一次エネルギー消費量*2 (以下、標準エネルギー消費量とする)』 に対して、提案する住宅の断熱性能や各設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー(太 陽光発電、太陽熱温水器等)やコージェネレーション等の活用による『一次エネルギー消費 削減量*3 (以下、エネルギー消費削減量とする)』の合計が上回ることで、一次エネルギー 消費量がゼロとなると評価します。
 - ※1 省エネ法の建築設備にあたらないテレビや冷蔵庫、洗濯機等のいわゆる家電機器や 調理機器のエネルギー消費量は評価の対象外とします。
 - また、昇降機設備は省エネ法では建築設備に含まれますが、住宅にはほとんど設置されないことから評価の対象外とします。
 - ※2 標準エネルギー消費量は、事業主基準において、提案する住宅の地域区分、暖冷房 方式等によって規定される「基準一次エネルギー消費量」を換算(基準一次エネルギー消費量÷0.9)して求めます。
 - ※3 太陽光発電やコージェネレーションのエネルギー消費削減量は総量で評価します。

標準的な住宅における 一次エネルギー消費量 (標準エネルギー消費量)

申請住宅の各種省エネ性能向上によるエネルギー消費削減量



<参考 住宅事業建築主の判断の基準とは>

2008年5月の省エネルギー法改正において、住宅事業建築主が新築し販売する一戸建ての住宅 (いわゆる建売分譲住宅) について、省エネルギー性能の向上を促す措置を導入し、その基準として 「住宅事業建築主の判断の基準」が定められました。

事業主基準では、従来の住宅の省エネ基準における断熱性能に加えて、空調設備、給湯設備等の建築設備の効率性を総合的に評価するために、住宅で消費される一次エネルギー消費量を指標として基準が定められています。

2. 一次エネルギー消費量計算の流れ

(1)対象とする省エネ手法

本事業の一次エネルギー消費量計算では、次の省エネ手法を対象とします。一部、事業主基準の計算には含まれない手法も取り上げておりますので、各手法の計算方法をよくご確認ください。

【本事業で計算の対象とする省エネ手法】

項目		対象とする省エネ手法		
基本	躯体の性能向上	①断熱性能		
仕様		(断熱区分(才)を超える性能の場合も評価:別表1参照)		
	設備の性能向上	②暖冷房設備/③換気設備/④照明設備/⑤給湯設備		
再生可能	ミエネルギー活用	⑥太陽光発電設備		
設備等		⑦太陽熱温水器		
		⑧空気集熱式太陽熱利用システム		
コージェ	ニネレーション	⑨燃料電池、ガスエンジンコージェネレーション		

注)上記以外の省エネ手法は計算方法を定めておりません。

他の省エネ手法を提案する場合には、別途、省エネ効果の計算結果を添えて提出してください。審査委員会で個別に内容を審査いたします。

【別表1】事業主基準における断熱区分別の熱損失係数(Q値、単位:W/m²・K)

<木造・鉄骨造>

地域区分	Ιa	Ιb	П	Ш	IV a	Nb	V	VI
断熱区分 (ウ)	1.4 を超え 1 1.6 以下		1.6 を超え 1.9 以下	2.1 を超え 2.4 以下		2.1 を超え 2.7 以下		3.7以下
断熱区分(才)		1.4 以下			1.9	以下		3.7以下 (注 1)

<鉄筋コンクリート造>

地域区分	Ιa	Ιb	П	Ш	Νa	Nb	V	VI
断熱区分 (ア)	1.6 ව 1.8 J	. — . –	1.9 を超え 2.7 以下	2.4 を超え 3.3 以下		2.7 を超え 4.6 以下		8.1 以下
断熱区分 (ウ)	1.61	以下	1.9以下	2.4 以下		2.7以下		3.7以下

- 注1) 所定の日射遮蔽措置を施すこと
- 注2)本事業では、事業の要件として、住宅の省エネ基準に適合すること(Q値の場合は上記断熱 区分(ウ)に相当)を求めています。
- 注3) 事業主基準の算定ツールでは、断熱区分(オ)を上回る断熱性能については計算できませんが、本事業の応募にあたっては、後述する方法で、断熱区分(オ)を上回る断熱性能によるエネルギー消費量も計算するものとします。
- 注4) <u>鉄筋コンクリート造では、断熱区分(工)(オ)の規定はありません。そのため、鉄筋コンクリート造の場合、本算定要領の断熱区分による補正を行う上で、断熱区分(ウ)は断熱区分(ア)として、断熱区分(オ)は断熱区分(ウ)として読み替えてください。</u>

(2) 一次エネルギー消費量計算の基本的な考え方

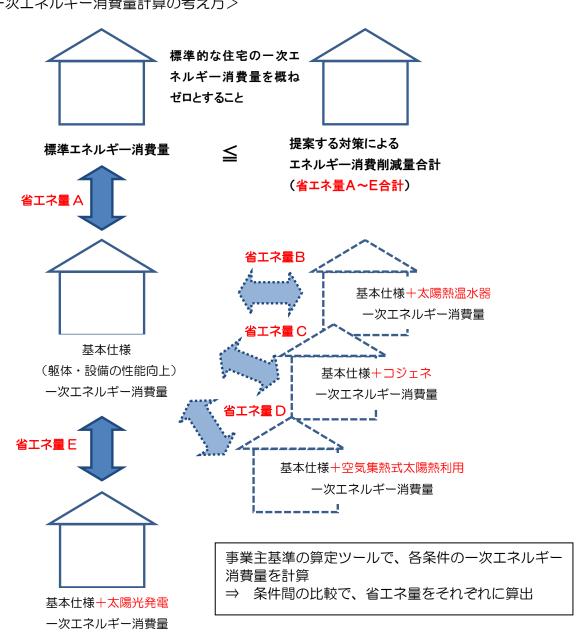
事業主基準の算定ツールを使用した計算結果に基づいて、「標準エネルギー消費量」や提案する住宅で実施する各種手法による「エネルギー消費削減量」を計算します。

①地域区分・暖冷房方式等に基づいて、事業主基準で規定される「基準一次エネルギー消費量」 を標準エネルギー消費量に換算

⇒ 標準エネルギー消費量 = 基準一次エネルギー消費量÷0.9

- ②基本仕様(躯体・設備の性能向上を考慮)の条件で算定ツールによる計算を行い、標準エネルギー消費量との比較から、基本仕様のエネルギー消費削減量(省エネ量A)を算出
- ③再生可能エネルギー活用設備、コージェネレーション設備は、基本仕様の条件下で、当該システムがある場合とない場合を比較し、エネルギー消費削減量(省エネ量B~E)を算出
- ④上記①、②の計算結果から、エネルギー消費削減量の合計が、標準エネルギー消費量を上回ることで、標準的な住宅のエネルギー消費量を概ねゼロとするものと評価されます。

<一次エネルギー消費量計算の考え方>



(3) 一次エネルギー消費量計算の流れ

一次エネルギー消費量計算の流れは次のとおりです。提案する住宅で採用する省エネ手法に 応じた計算方法をSTEP1~5に分けて、次の『3. STEP 別の計算方法』で解説しています。 該当する省エネ手法の項目を参照して、計算してください。

STEP1 標準エネルギー消費量、基本仕様のエネルギー消費削減量を求める

STEP1-1 基本仕様のエネルギー消費削減量(省エネ量A)の算出

- ○**筧定ツール**で、提案する躯体・設備条件(基本仕様)のエネルギー消費量を計算
- ○標準エネルギー消費量と当該住宅の一次エネルギー消費量の計算結果を比較し、基本仕様に よるエネルギー消費削減量(省エネ量A)を算出
- ※概ねゼロとみなす仕様を選択する場合は、早見表から該当する数値を選択

【断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合】

STEP1-2 当該断熱性能におけるエネルギー消費削減量の算出

○**補正式**から提案する Q 値での「暖房・冷房エネルギー消費量」を算定 ○STEP1-1 と比較し、**エネルギー消費削減量**を算出

【太陽熱温水器・コージェネレーション・空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合】

STEP2 再生可能エネルギー等によるエネルギー消費削減量を求める(太陽光発電除く)

STEP2-1

「太陽熱温水器」

- ○算定ツールで太陽熱温 ! ○算定ツールでコジェ ! ○早見表から、提案シス 水器ありの一次エネル し ギー消費量を計算
- OSTEP1 と比較し、エネ : OSTEP1 と比較し、エ : OSTEP1 の結果からエ ルギー消費削減量(省エニ ネ量B)を算出

STEP2-2

「コージェネレーション」

- ネありの一次エネル し ギー消費量を計算
- ネルギー消費削減量 (省エネ量C)を算出

STEP2-3

╎「空気集熱式太陽熱利用 ∟

- テムのエネルギー削 減率を算出
- ネルギー消費削減量 (省エネ量D)を算出

STEP3 申請する住宅面積に応じて、標準エネルギー消費量、エネルギー消費削減量を補正

OSTEP1~STEP2の算出結果を住宅面積に応じて補正

補正式:一次エネルギー消費量(エネルギー消費削減量)÷120×当該住宅の延床面積

STEP4 導入する太陽光発電設備のエネルギー消費削減量を算出

- ○**早見表**から提案システムの1kW あたりのエネルギー消費削減量を求める
- 〇提案システムの発電出力を乗じて、**エネルギー消費削減量(省エネ量D)**を算出

STEP5 事業要件への適合の確認、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率を算出

- ○事業要件:補正標準エネルギー消費量≤STEP1~STEP4のエネルギー消費削減量の合計
- ○エネルギー消費削減量=STEP1~STEP4(省エネ量 A~E)の合計
- 〇エネルギー削減率(%)
 - =エネルギー消費削減量の合計:補正標準エネルギー消費量×100

3. STEP別の計算方法

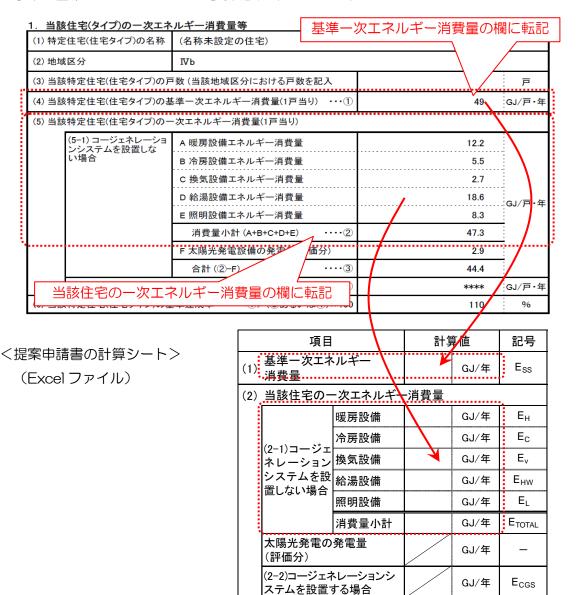
【提案申請書の作成にあたって】

- ○事業主基準における計算は**『算定用 Web プログラム』**の使用をお勧めします。
- 〇提案申請書の Excel ファイルは、各STEPの計算に対応した計算シートに分かれています。それぞれの計算シートは、算定用 Web プログラムにおける計算結果と同様のフォーマットで入力欄を設けています。
- 〇各STEPにおける算定ツールの計算結果を提案書の所定欄にそのまま転記することで計算に利用でき、簡便に提案申請書の一次エネルギー消費量の計算書を作成いただけます。

基本仕様における計算の例(STEP1-1)

Webプログラムの計算結果を、提案申請書の計算シートの該当欄に転記して、標準エネルギー消費量、基本仕様によるエネルギー消費削減量を計算します。

<事業主基準Webプログラムの計算結果(PDF出力)>



STEP1 標準エネルギー消費量、基本仕様のエネルギー消費削減量を求める

STEP1-1 基本仕様のエネルギー消費削減量(省エネ量 A)の算出

- ①**算定ツール**によって、提案する住宅の「地域区分」「断熱性能」「暖冷房方式と性能」「換気方式と性能」「照明方式と性能」「給湯方式と性能」に応じた基準一次エネルギー消費量、当該住宅の一次エネルギー消費量を計算します。
 - ⇒ Web プログラムの場合、計算結果をPDFファイルとして保存してください。 (計算結果を印刷して、提案申請書に添付していただきます)

【計算上の注意事項】

- ※1 提案する断熱性能(Q値)が算定ツールの断熱区分(オ)超える場合、断熱区分(オ)として 計算して下さい。(実際のQ値での暖冷房エネルギー消費量は STEP1-2 で計算します)
- ※2 太陽熱温水器、コージェネレーション設備、太陽光発電設備を導入する場合、STEP1-1 ではそれぞれの設備が「設置なし」として計算してください。

(各設備を設置したエネルギー消費量は STEP2-1 ~ STEP2-2、STEP4 で計算します)

※3 コージェネレーション設備を導入する場合、STEP1-1 では、給湯設備を該当するコージェネレーションタイプのバックアップボイラ(下表)と同じもので計算してください。

コジェネ		 ・ガスエンジン		
タイプ	Type1	Type2	Type4	カスエンジン
バックアップ	ガス給湯器	ガス給湯器	ガス給湯器	ガス給湯器
ボイラ	(潜熱回収型)	(従来型)	(潜熱回収型)	(従来型)

②上記①の計算結果から、下式に基づいて「標準エネルギー消費量」「基本仕様によるエネルギー消費削減量(省エネ量A)を計算します。

■標準エネルギー消費量(Est)

= 算定ツールにおける当該住宅の基準一次エネルギー消費量÷O.9

■当該住宅の一次エネルギー消費量(E_{TOTAL})

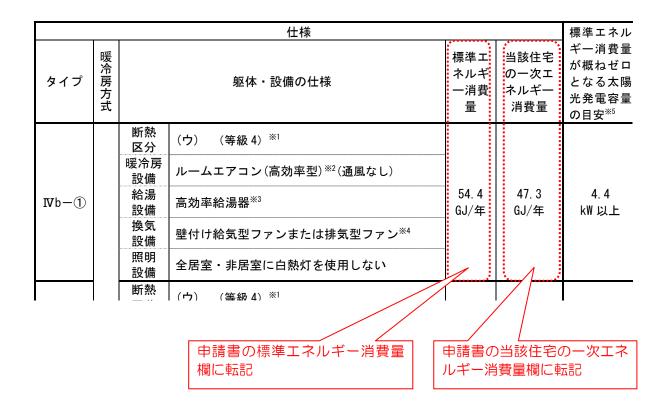
- = 算定ツールにおける当該住宅の一次エネルギー消費量
- = 暖房設備エネルギー消費量(E_H)+冷房設備エネルギー消費量(E_C)
 - +換気設備エネルギー消費量 (E_{V}) +照明設備エネルギー消費量 (E_{L})
 - +給湯設備エネルギー消費量(E_{HW})

■基本仕様によるエネルギー消費削減量(省エネ量A:S₄)

=標準エネルギー消費量(Est) —当該住宅の一次エネルギー消費量(Etotal)

参考 一次エネルギー消費量が概ねゼロとみなす仕様を選択して申請する場合

- 〇仕様一覧表には、それぞれの仕様タイプについて、「標準エネルギー消費量」「当該住宅の一次エネルギー消費量」を掲載しています。
- 〇それらの数値を活用することで、事業主基準の算定ツールの計算を行うことなく、一次エネルギー消費量の計算を行うことができます。
- 〇また、同表には、参考として、標準エネルギー消費量が概ねゼロとなる場合の太陽光発電の 発電出力も目安として掲載しています。



STEP1-2 断熱区分(オ)を超える断熱性能の場合の評価(該当する場合のみ)

「断熱区分(オ)」を超えた断熱性能(区分(オ)のQ値未満)の住宅を提案する場合、STEP1-1で計算した断熱区分(オ)での結果と、断熱等級4に相当する断熱区分(ウ)の計算結果から、下記の方法で提案するQ値に相当する暖房、冷房エネルギー消費量を計算します。

①提案住宅の地域区分に応じた断熱区分(ウ)、(オ)のQ値を下記の早見表から求めます。(木造・鉄骨造の場合)

地域区分	Ιa	Ιb	П	Ш	N a	Nb	V	VI
断熱区分(ウ)	1.6	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	2.7	3.7
断熱区分(才)	1.4	1.4	1.4	1.9	1.9	1.9	1.9	3.7

- 注)鉄筋コンクリート造の場合は、p.3 に記載のとおり断熱区分を読み替え、断熱区分(ア)と断熱区分(ウ)の値を利用します。
- ② STEP1-1 と同一の地域・構造・設備仕様の条件として、断熱性能の区分を「等級4相当:断熱区分(ウ)」にした場合の当該住宅の暖房・冷房エネルギー消費量を事業主基準の算定ツールで計算します。 ※断熱区分以外は、STEP1-1 と同じ条件で計算してください。
- ③下式から、提案するQ値に相当する暖房・冷房エネルギー消費量を求めます。

■当該地域における断熱区分(オ)のQ値: Q1

■ *リ* 断熱区分(ウ)のQ値 : **Q2**

■提案する住宅のQ値
:Q

■STEP1-1 の計算結果による暖房エネルギー消費量(**E**_H) : **H1**

■ *川* 冷房エネルギー消費量 (Ec) : C1

■等級4相当の暖房エネルギー消費量(②の計算結果) : **H2**

■ *リ* 冷房エネルギー消費量(②の計算結果) : **C2**

■提案する Q 値における暖房エネルギー消費量(EHQ)

 $= \{(H2-H1)\div(Q2-Q1)\times(Q-Q1)\}+H1$

■提案する Q 値における冷房エネルギー消費量(Eco)

 $= \{(C2-C1)\div(Q2-Q1)\times(Q-Q1)\}+C1$

④ STEP1-1 で求めた他用途のエネルギー消費量を加算して、当該住宅の一次エネルギー消費量、基本仕様によるエネルギー消費削減量を計算します。

■基本仕様によるエネルギー消費削減量(省エネ量A:SA)

- =標準エネルギー消費量($\mathbf{E}_{\mathbf{ST}}$)- 当該住宅の一次エネルギー消費量($\mathbf{E}_{\mathbf{TOTAL}}$)
- =標準エネルギー消費量(E_{ST})- ($E_{HQ}+E_{CQ}+E_V+E_L+E_{HW}$)

※当該住宅の一次エネルギー消費量 = $E_{HO} + E_{CO} + E_{V} + E_{L} + E_{HW}$

※E_{ST}、E_V、E_L、E_{HW}は、STEP1-1 での計算結果

 $**E_{HQ}$ の計算結果がマイナスになる場合は、 E_{HQ} の値を「0」として E_{TOTAL} を計算してください。

STEP2 再生可能エネルギー等(太陽光発電を除く)によるエネルギー消費削減量を求める (該当する場合のみ)

- ※太陽熱温水器、コージェネレーション、空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合の一次エネルギー消費量の計算方法です。上記を導入しない場合は、STEP3へ進んでください。
- ※『太陽熱温水器とコージェネレーションを併用する場合』、『太陽熱温水器またはコージェネレーションと空気集熱式太陽熱利用システム(暖房・給湯対象)を併用する場合』の計算はできません。(いずれか一つのシステムとして計算してください。)

STEP2-1 太陽熱温水器の設置によるエネルギー消費削減量(省エネ量B)の算出

STEP1-1 で計算した太陽熱温水器「設置なし」の計算結果と、太陽熱温水器「設置あり」の計算結果から、太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量を計算します。

- ① STEP1-1 と同一の地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件において、太陽熱温水器を「設置あり」にした場合の当該住宅の一次エネルギー消費量を、事業主基準の算定ツールで計算します。
 - ※「太陽熱温水器」以外は、STEP1-1 と同じ条件で計算してください。
- ② STEP1-1 (または STEP1-2) の計算結果との比較から、下式で太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量を求めます。

■太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量(省エネ量B:S_B)

- =当該住宅の一次エネルギー消費量(太陽熱温水器なし: Etotal)
 - 一 当該住宅の一次エネルギー消費量(太陽熱温水器あり: Esolar)
- ※E_{TOTAL}は、STEP1-1 または STEP1-2 の計算結果
- ※Esolar は、上記①の計算結果

参考 2-1 提案申請書への記入

- ○太陽熱温水器ありの計算結果を該当する計算シートの「当該住宅の一次エネルギー消費量 欄」に記入してください。
 - ※算定ツールの計算結果のうち、<u>基準一次エネルギー消費量が **STEP1-1** の計算結果と一致</u> することを確認してください。
 - (同一条件で計算する場合は、基準一次エネルギー消費量は一致します)
 - **※STEP1-2** で計算を行った場合は、断熱区分(オ)として算出した E_{TOTAL} を転記してください。

STEP2-2 コージェネレーション設置によるエネルギー消費削減量(省エネ量C)の算出

事業主基準の算定ツールにおいて、コージェネレーションの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除いて評価されます(太陽光発電設備と併用する場合、コージェネレーションの発電量に応じて太陽光発電の売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価されます)。

本事業の計算では、コージェネレーションにおける一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価するため、下記の手順で事業主基準の算定ツールの計算結果を補正し、コージェネレーションのエネルギー消費削減量(省エネ量C)を求めます。

① STEP1-1 と同一地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件において、コージェネレーションを「設置する」とした場合の当該住宅の一次エネルギー消費量を事業主基準の算定ツールで計算します。

【注意事項】

※1 算定用 Web プログラムを使用してください。

省エネ法住宅事業建築主の判断基準

(コージェネレーションの有無は、Web プログラムのトップページで選択します)

算定用WEBプログラム:	1.2.1	新規作成 耳	開							
必要事項を記入・選択し	必要事項を記入・選択してください。「記入画面を表示」をクリックすると、記入画面が表示されます。									
※ご使用にあたっては <u>F/</u>	<u>AQ</u> を参照してくだ	さい。								
新規作成	新規作成									
新築した年度	2012 🔻 年									
計算バージョン	Ver.1.2									
地域区分	□ Ia地域 □ Ib地域 □ II地域 □ IIVa地域 □ IVb地域 □ V地域 □ VI地域									
コジェネ選択	○設置しない。	設置する								
住宅名										
戸数	1	P								
キーワード(分類)										

- ※2 コジェネ以外は、STEP1-1 と同様の条件として計算して下さい。
- ※3 コージェネレーションを設置する場合、STEP1-1 では必ず該当するシステムの バックアップボイラと同じ給湯設備で計算して下さい(STEP1-1 を参照)。
- ②コージェネレーションによるエネルギー消費削減量の補正に使用する「按分比率」を、別表 2から、提案する住宅の地域・暖冷房方式に該当する値を求めます。
- ③上記①で計算した「コージェネレーション設置あり」の場合の計算結果に基づいて、下式に 基づいて、当該住宅の標準エネルギー消費量からの一次エネルギー消費削減量を按分係数で

補正し、コージェネレーションありの補正後の一次エネルギー消費量を求めます。

- ※基準一次エネルギー消費量が STEP1-1 の計算結果と一致することを確認して下さい。
- ■補正前コジェネありの一次エネルギー消費量(Eccs):①の計算結果
- ■補正後コジェネありの一次エネルギー消費量(E_{CGS'})
 - = 標準エネルギー消費量 \mathbf{E}_{ST} $\{(標準エネルギー消費量: \mathbf{E}_{ST} 補正前コジェネありの一次エネルギー消費量 <math>\mathbf{E}_{CGS}\}$ \div 按分比率 $\}$
 - ※標準エネルギー消費量 E_{ST} は **STEP1-1** の計算結果
- ④ STEP1-1 (または STEP1-2) の計算結果との比較から、下式にて、コージェネレーション によるエネルギー消費削減量(省エネ量 C)を求めます。
 - ■コージェネレーションによるエネルギー消費削減量(省エネ量C:Sc)
 - = 当該住宅の一次エネルギー消費量(E_{TOTAL})
 - 補正後コジェネありの一次エネルギー消費量(Eccs)

参考 2-2 提案申請書への記入

- 〇コジェネありの計算結果を該当する計算シートの当該住宅の一次エネルギー消費量欄に転 記、選択した按分比率を所定の欄に記入してください。
 - ※算定ツールの計算結果のうち、基準一次エネルギー消費量が STEP1-1 の計算結果と一致することを確認してください。

(同じ条件で計算した場合、基準一次エネルギー消費量は一致します)

※STEP1-2 で計算を行った場合は、断熱区分(オ)として算出した E_{TOTAL} を転記してください。

事業主基準Webプログラム	の計算結果(PDF出力)	STEP1-1 と数何	直が一致		
1. 当該住宅(タイプ)の一次エネ	ルギー消費量等	することを確認			
(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	(名称未設定の住宅)				
(2) 地域区分	(2) 地域区分 IVb				
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸	(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数 (当該地域区分における戸数を記入				
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基	49	GJ/戸·年			
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一	-次エネルギー消費量(1戸当り)				
(5-1) コージェネレーショ ンシステムを設置しな	A 暖房設備エネルギー消費量	***			
い場合	B 冷房設備エネルギー消費量	***			
補正前コジェネありの一次	ファイン 設備エネルギー消費量 ファイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	***			
ルギー消費量の欄に転記	設備エネルギー消費量	***	GJ/戸·年		
	設備エネルギー消費量	***			
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ····②	***			
\	F 太陽光発電設備の発電量(評価分)	***			
1\/.	合計 (②-F) ····③	***			
(5-2)コージェネレーション	システムを設置する場合 ・・・・④	46.7	GJ/戸·年		
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基	準達成率 ①/(③あるいは④)×100	105	%		

【別表2】地域区分・暖冷房方式別の按分比率

	区分	サント 変
地域区分	暖冷房方式に係る区分	 按分比率
Ιa	すべての暖房方式	80.3%
Ιb	すべての暖房方式	78.8%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
п	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
"	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
ш	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
ш	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
IVa	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
₩b	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
V	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
VI	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

STEP2-3 空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の算出

事業主基準の算定ツールでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできませんが、本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法(太陽熱の利用用途:暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、24時間換気との連動)に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可とします。

具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量(省エネ量 D)を求めます。

く対象システム>

本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の(1)集熱部、(2)搬送部、(3)蓄熱部により構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。なお、暗色鋼板による屋根 葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。ただし、透過 体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しな ければならない。
(2)搬送部	暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

<一次エネルギー消費量の計算方法>

- ①本計算では、次の 4 つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。
 - ・手法1:太陽熱を暖房のみに利用 (暖房エネルギー消費量の削減)
 - ・手法2:太陽熱を暖房と給湯に利用(暖房・給湯エネルギー消費量の削減)
 - ・手法3:システム駆動専用の太陽光発電の採用(システム駆動エネルギー消費量の削減)
 - ・手法4:24 時間換気との連動 (換気エネルギー消費量の削減)
- ②提案するシステムの集熱面積を下式から算出します。

■集熱部面積(A)

- = 透過体を持つ集熱器の有効集熱面積(**A**_G)
 - + (透過体のない集熱部の有効集熱面積 (A_s) ÷2)
- ③提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表(別表 2-1-1~2-1-6)から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量^{※1} (E_{H-R})

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量*2 (E_{H-system})

集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量^{※3} (E_{HW-R})

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 *2 ($\mathbf{E}_{HW-system}$)

換気エネルギー消費量の削減率^{※4} (R_V)

- ※1 手法1、手法2を採用する場合、暖房エネルギー削減量は、暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-1)」「部分間欠暖房(別表2-1-2)」のいずれかから選択してください。
- ※2 **手法2を採用しない場合**は、集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量(E_{HWR}) はOとしてください。
- ※3 **手法3を採用する場合**は、空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 (E_{H-system}) 及び給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 (E_{HW-system}) はOとしてください。
- ※4 **手法4を導入する場合**は、(R_V)を早見表から求めてください。
- ③ STEP1-1 または STEP1-2 で求めた換気エネルギー消費量(E_V) および②で求めた各値に基づいて、下式から、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量(省エネ量 D)を求めます。

■空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー消費削減量(省エネ量D)

- = 集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量(E_{H-R})×集熱部面積(A)
 - -空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量(E_{H-system})
 - +集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量(E_{HW-R})×集熱部面積(A)
 - ー給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量(E_{HW-system})
 - +換気エネルギー消費量 (E_v) x換気エネルギー削減率 (R_v)
- ※換気エネルギー消費量 Evは STEP1-1 または STEP1-2 の計算結果

【別表2-1-1】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量 (住宅全体または全居室を連続的に暖房する方式の場合)

① I a地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房 する場合		傾斜角							
			15%,叶丹						
7 %		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.152	0.166	0.176	0.184	0.189	0.192	0.194	0.194
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.229	0.250	0.265	0.276	0.284	0.289	0.292	0.292
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.283	0.308	0.327	0.341	0.350	0.356	0.360	0.361
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.313	0.341	0.362	0.377	0.388	0.394	0.398	0.399
位	真南から東西へ10°未満	0.320	0.348	0.370	0.385	0.396	0.403	0.406	0.408
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.303	0.330	0.350	0.365	0.375	0.382	0.385	0.386
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.263	0.286	0.304	0.317	0.326	0.331	0.334	0.335
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.199	0.217	0.230	0.240	0.247	0.251	0.253	0.254
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.142	0.143	0.143

② I b地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

	全体または居室を連続的に暖房	傾斜角									
する	場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配		
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°		
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.160	0.174	0.185	0.193	0.198	0.202	0.203	0.204		
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.222	0.242	0.257	0.268	0.275	0.280	0.282	0.283		
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.265	0.289	0.306	0.319	0.328	0.334	0.337	0.338		
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.289	0.314	0.334	0.348	0.358	0.364	0.367	0.368		
位	真南から東西へ10°未満	0.293	0.319	0.339	0.353	0.363	0.369	0.373	0.374		
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.278	0.303	0.321	0.335	0.344	0.350	0.353	0.355		
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.244	0.265	0.282	0.294	0.302	0.307	0.310	0.311		
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.190	0.207	0.220	0.229	0.236	0.240	0.242	0.243		
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150		

③Ⅱ地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

•	L 76-%	X 1/1/1		四一只ひノノこ	ノマン・メル	八二 1	·/		5/ 111]
	記全体または居室を連続的に暖房 ・担合				傾:	斜角			
9 6	場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.140	0.152	0.162	0.169	0.173	0.176	0.178	0.178
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.173	0.188	0.200	0.208	0.214	0.218	0.220	0.220
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.195	0.212	0.225	0.235	0.241	0.245	0.248	0.249
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.206	0.225	0.238	0.249	0.255	0.260	0.262	0.263
位	真南から東西へ10°未満	0.207	0.225	0.239	0.249	0.256	0.261	0.263	0.264
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.197	0.214	0.228	0.237	0.244	0.248	0.250	0.251
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.176	0.192	0.204	0.212	0.218	0.222	0.224	0.225
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.145	0.158	0.167	0.174	0.179	0.182	0.184	0.185
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.102	0.112	0.118	0.123	0.127	0.129	0.130	0.131

④Ⅲ地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

	記全体または居室を連続的に暖房 ・担合				傾	斜角			
196	5場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.124	0.136	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.144	0.156	0.166	0.173	0.178	0.181	0.183	0.183
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.156	0.170	0.180	0.188	0.193	0.196	0.198	0.199
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.161	0.175	0.186	0.194	0.200	0.203	0.205	0.206
位	真南から東西へ10°未満	0.159	0.174	0.184	0.192	0.197	0.201	0.203	0.203
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.151	0.164	0.174	0.181	0.186	0.190	0.191	0.192
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.135	0.147	0.156	0.162	0.167	0.170	0.171	0.172
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.138	0.141	0.142	0.143
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.082	0.089	0.095	0.099	0.101	0.103	0.104	0.104

⑤Wa地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

<u> </u>	V a 地域	木が口	中山中山	四付(の)/こ	ソリルタの	人工 1	יוער ד	引火里しい	۱۱۱ <u>۱ + ۱</u>			
	記全体または居室を連続的に暖房 ・坦へ		傾斜角									
196	5場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配			
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°			
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.174	0.189	0.201	0.210	0.215	0.219	0.221	0.222			
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.236	0.240	0.243	0.243			
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256			
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.204	0.223	0.236	0.246	0.253	0.257	0.260	0.261			
位	真南から東西へ10°未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256			
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.237	0.241	0.243	0.244			
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222			
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.151	0.164	0.174	0.182	0.187	0.190	0.192	0.192			
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.152	0.153	0.154			

⑥Wb地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

	11.520-34	/\/\\\ H		田「スケン・こ	7 ** **	<u> </u>	77 1	111//2/	9/
	宅全体または居室を連続的に暖房				傾	斜角			
9 .	る場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.107	0.116	0.123	0.128	0.132	0.134	0.135	0.136
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.141	0.153	0.162	0.169	0.174	0.177	0.179	0.179
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.148	0.161	0.171	0.179	0.184	0.187	0.189	0.189
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.143	0.156	0.165	0.172	0.177	0.180	0.182	0.183
位	真南から東西へ10°未満	0.134	0.146	0.155	0.161	0.166	0.169	0.170	0.171
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.125	0.137	0.145	0.151	0.155	0.158	0.159	0.160
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.118	0.128	0.136	0.142	0.146	0.148	0.150	0.150
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.108	0.117	0.124	0.130	0.133	0.136	0.137	0.137
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.086	0.094	0.100	0.104	0.107	0.109	0.110	0.110

⑦Ⅴ地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

	它全体または居室を連続的に暖房 と思う				傾	斜角			
19 6	6場合	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.142	0.155	0.164	0.171	0.176	0.179	0.181	0.181
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.142	0.154	0.164	0.171	0.175	0.178	0.180	0.181
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.132	0.144	0.153	0.159	0.164	0.167	0.168	0.169
位	真南から東西へ10°未満	0.124	0.134	0.143	0.149	0.153	0.156	0.157	0.158
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.152	0.152
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.118	0.129	0.137	0.143	0.147	0.149	0.150	0.151
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.114	0.124	0.131	0.137	0.141	0.143	0.145	0.145
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.093	0.101	0.108	0.112	0.115	0.117	0.118	0.119

【別表2-1-2】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量 (各居室を間欠して暖房する方式の場合)

①Ⅱ地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

各居	民室を間欠して暖房する場合	傾斜角									
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配		
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°		
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126		
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155		
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175		
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186		
位	真南から東西へ10°未満	0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186		
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177		
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159		
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.102	0.111	0.118	0.123	0.126	0.129	0.130	0.130		
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092		

②Ⅲ地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

•	11 7 12 7 N	/\/\\ H		ш ₁ до 7 / 2	7 47 5% 103	スート	75 1		5/
各原	民室を間欠して暖房する場合				傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155
位	真南から東西へ10°未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.062	0.067	0.071	0.074	0.076	0.078	0.078	0.079

③IVa地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

6	受IV a 地域								
2	居室を間欠して暖房する場合		•		傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
١,	真南から西へ10°以上、30°未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
1	直 真南から東西へ10°未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
1	有 真南から東へ10°以上、30°未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.097	0.106	0.112	0.117	0.120	0.122	0.123	0.124
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099

④Ⅳb地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

₩ =	1中48日 118日十7日人	III A A								
合品	居室を間欠して暖房する場合				傾	斜角				
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配	
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°	
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092	
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.095	0.103	0.110	0.114	0.117	0.119	0.121	0.121	
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128	
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.097	0.105	0.112	0.116	0.120	0.122	0.123	0.123	
位	真南から東西へ10°未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115	
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108	
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101	
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093	
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074	

⑤ V 地域

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年·㎡]

各馬	民室を間欠して暖房する場合				傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105
位	真南から東西へ10°未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.071	0.077	0.082	0.085	0.088	0.089	0.090	0.090
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

【別表2-1-3】空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。<u>ただし、空気搬送動力</u> 用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは O とする。

① I a地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
位	真南から東西へ10°未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154

② I b地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
位	真南から東西へ10°未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.177	1.177	1.175	1.171	1.166	1.160	1.153	1.146

③Ⅱ地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334
位	真南から東西へ10°未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227

④Ⅲ地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577
位	真南から東西へ10°未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473

⑤IVa地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾:	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
位	真南から東西へ10°未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508

⑥IVb地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾:	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未	莇 1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
	真南から西へ50°以上、70°未	5 1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
	真南から西へ30°以上、50°未	莇 1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
方	真南から西へ10°以上、30°未	莇 1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
位	真南から東西へ10°未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
角	真南から東へ10°以上、30°未	莇 1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126
	真南から東へ30°以上、50°未	莇 1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115
	真南から東へ50°以上、70°未	莇 1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095
	真南から東へ70°以上、90°未	莇 1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066

⑦V地域

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.084	1.084	1.082	1.078	1.073	1.068	1.061	1.055
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.104	1.104	1.102	1.098	1.093	1.087	1.081	1.075
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.128	1.128	1.126	1.122	1.117	1.111	1.105	1.098
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.149	1.149	1.146	1.142	1.137	1.131	1.125	1.118
位	真南から東西へ10°未満	1.161	1.161	1.159	1.155	1.150	1.144	1.137	1.131
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.163	1.163	1.161	1.157	1.152	1.146	1.139	1.133
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.154	1.154	1.152	1.148	1.143	1.137	1.131	1.124
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.137	1.137	1.134	1.130	1.125	1.120	1.113	1.107
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.115	1.115	1.112	1.109	1.104	1.098	1.092	1.085

【別表2-1-4】集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量

空気集熱式太陽熱利用システムにおいて、太陽熱を給湯に利用する場合、集熱部の単位面積 あたりの給湯一次エネルギーの削減量は、以下の表のとおりとする。

① I a地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.183	0.187	0.189	0.190	0.190	0.190	0.189	0.187
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.204	0.208	0.210	0.212	0.212	0.211	0.210	0.209
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.219	0.223	0.226	0.227	0.227	0.227	0.226	0.224
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.228	0.232	0.235	0.236	0.236	0.236	0.235	0.233
位	真南から東西へ10°未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.227	0.232	0.234	0.236	0.236	0.235	0.234	0.233
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.218	0.222	0.225	0.226	0.226	0.226	0.225	0.223
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.202	0.206	0.209	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.181	0.184	0.187	0.188	0.188	0.187	0.187	0.185

② I b地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

	1 0 - 0 - 34	>\\\\\ H	-	<u>ш</u> (доу/ с	7 42 11/1/1/1	<i>></i> √− 1	<i>,,</i> , ,	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[40/]
					傾:	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未流	5 0.191	0.194	0.196	0.198	0.198	0.197	0.196	0.195
	真南から西へ50°以上、70°未流	5 0.209	0.213	0.215	0.217	0.217	0.217	0.215	0.214
	真南から西へ30°以上、50°未満	句.222	0.226	0.229	0.230	0.230	0.230	0.229	0.227
方	真南から西へ10°以上、30°未満	5 0.229	0.233	0.236	0.237	0.238	0.237	0.236	0.234
位	真南から東西へ10°未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
角	真南から東へ10°以上、30°未満	句.226	0.231	0.233	0.235	0.235	0.234	0.233	0.232
	真南から東へ30°以上、50°未満	5 0.216	0.221	0.223	0.224	0.225	0.224	0.223	0.222
	真南から東へ50°以上、70°未満	5 0.201	0.205	0.207	0.208	0.209	0.208	0.207	0.206
	真南から東へ70°以上、90°未済	5 0.180	0.183	0.185	0.186	0.187	0.186	0.185	0.184

③Ⅱ地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

\odot	11 10 19%	オポロ	마아푸III	出行人のフィー	ソリテルロの	グエイ	·/レ¬\ 0		[40/ +]
					傾斜	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.197	0.200	0.203	0.204	0.204	0.204	0.203	0.201
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.221	0.226	0.228	0.230	0.230	0.229	0.228	0.227
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.239	0.244	0.247	0.248	0.248	0.248	0.247	0.245
力	真南から西へ10°以上、30°未満	0.250	0.254	0.257	0.259	0.259	0.259	0.257	0.256
位	真南から東西へ10°未満	0.253	0.258	0.261	0.262	0.263	0.262	0.261	0.259
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.249	0.254	0.257	0.258	0.259	0.258	0.257	0.255
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.238	0.243	0.245	0.247	0.247	0.247	0.245	0.244
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.220	0.224	0.227	0.228	0.228	0.228	0.226	0.225
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.194	0.198	0.200	0.201	0.202	0.201	0.200	0.199

④Ⅲ地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
位	真南から東西へ10°未満	0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261

⑤Wa地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224	0.222
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
位	真南から東西へ10°未満	0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241

⑥Wb地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
位	真南から東西へ10°未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263

⑦Ⅴ地域

集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [GJ/年]

					傾斜	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.328	0.335	0.339	0.340	0.341	0.340	0.338	0.336
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.346	0.353	0.357	0.359	0.359	0.359	0.357	0.354
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.356	0.363	0.368	0.370	0.370	0.369	0.367	0.365
位	真南から東西へ10°未満	0.359	0.366	0.371	0.373	0.373	0.372	0.370	0.368
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.355	0.362	0.366	0.368	0.368	0.368	0.366	0.363
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.343	0.349	0.354	0.356	0.356	0.355	0.353	0.351
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.323	0.330	0.334	0.335	0.336	0.335	0.333	0.331
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.297	0.302	0.306	0.308	0.308	0.307	0.306	0.304

【別表2-1-5】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気集熱式太陽熱利用システムで太陽熱を給湯に利用する場合において、不凍液の循環ポンプ等の給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。ただし、給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは O とする。

① I a地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.795	0.796	0.796	0.794	0.792	0.789	0.786	0.782
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.815	0.817	0.817	0.815	0.813	0.810	0.806	0.803
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.849	0.850	0.850	0.848	0.846	0.843	0.839	0.835
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.879	0.880	0.880	0.878	0.876	0.873	0.869	0.865
位	真南から東西へ10°未満	0.895	0.896	0.896	0.894	0.892	0.889	0.885	0.881
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.892	0.894	0.894	0.892	0.889	0.886	0.882	0.878
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.873	0.874	0.874	0.873	0.870	0.867	0.863	0.859
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.844	0.845	0.845	0.843	0.841	0.838	0.834	0.830
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.818	0.819	0.819	0.817	0.815	0.812	0.809	0.805

② I b地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						傾	斜角			
				3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
				16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°	以上、90°	未満	0.830	0.831	0.831	0.830	0.827	0.824	0.821	0.817
	真南から西へ50°	以上、70°	未満	0.852	0.853	0.853	0.851	0.849	0.846	0.842	0.838
	真南から西へ30°	以上、50°	未満	0.887	0.888	0.888	0.886	0.884	0.880	0.877	0.873
方	真南から西へ10°	以上、30°	未満	0.918	0.919	0.919	0.917	0.915	0.911	0.907	0.903
位	真南から東西へ10	D°未満		0.935	0.936	0.936	0.934	0.931	0.928	0.924	0.920
角	真南から東へ10°	以上、30°	未満	0.932	0.934	0.933	0.932	0.929	0.926	0.922	0.917
	真南から東へ30°	以上、50°	未満	0.912	0.913	0.913	0.911	0.909	0.905	0.902	0.897
	真南から東へ50°	以上、70°	未満	0.881	0.883	0.882	0.881	0.878	0.875	0.871	0.867
	真南から東へ70°	以上、90°	未満	0.854	0.855	0.855	0.854	0.851	0.848	0.844	0.841

③Ⅱ地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾:	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.832	0.833	0.833	0.832	0.829	0.826	0.823	0.819
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.859	0.860	0.860	0.859	0.856	0.853	0.849	0.845
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.897	0.898	0.898	0.897	0.894	0.891	0.887	0.883
方	真南から西へ10°以上、30°未満	0.930	0.932	0.931	0.930	0.927	0.924	0.920	0.915
位	真南から東西へ10°未満	0.948	0.950	0.949	0.948	0.945	0.942	0.938	0.933
角	真南から東へ10°以上、30°未満	0.947	0.949	0.949	0.947	0.944	0.941	0.937	0.932
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.930	0.931	0.931	0.929	0.927	0.923	0.919	0.915
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.904	0.905	0.905	0.903	0.901	0.897	0.894	0.889
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.883	0.885	0.884	0.883	0.880	0.877	0.873	0.869

④Ⅲ地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

\sim	U-X	1000	227 18 301-7111		• • • •				
					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
Г	真南から西へ70°以上、90°未満	0.916	0.917	0.917	0.916	0.913	0.910	0.906	0.902
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.951	0.952	0.952	0.950	0.947	0.944	0.940	0.936
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.994	0.996	0.996	0.994	0.991	0.987	0.983	0.979
<u>ا</u> ا	. 真南から西へ10°以上、30°未満	1.032	1.034	1.033	1.031	1.028	1.025	1.020	1.016
乜	真南から東西へ10°未満	1.053	1.055	1.054	1.053	1.050	1.046	1.041	1.036
牟	真南から東へ10°以上、30°未満	1.053	1.055	1.055	1.053	1.050	1.046	1.041	1.037
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.034	1.035	1.035	1.033	1.030	1.026	1.022	1.017
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.000	1.002	1.002	1.000	0.997	0.993	0.989	0.985
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.966	0.968	0.967	0.966	0.963	0.959	0.955	0.951

⑤IVa地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾斜	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	0.885	0.886	0.886	0.884	0.882	0.878	0.875	0.871
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.939	0.941	0.941	0.939	0.936	0.933	0.929	0.925
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.994	0.996	0.995	0.994	0.991	0.987	0.983	0.978
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.037	1.039	1.038	1.037	1.034	1.030	1.025	1.021
位	真南から東西へ10°未満	1.062	1.063	1.063	1.061	1.058	1.054	1.050	1.045
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.065	1.067	1.066	1.064	1.061	1.057	1.053	1.048
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.048	1.050	1.050	1.048	1.045	1.041	1.037	1.032
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.018	1.020	1.019	1.018	1.015	1.011	1.007	1.002
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.984	0.985	0.985	0.983	0.980	0.977	0.973	0.968

⑥Wb地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.068	1.069	1.069	1.067	1.064	1.060	1.056	1.051
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.108	1.110	1.109	1.108	1.104	1.100	1.096	1.091
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.159	1.161	1.161	1.159	1.155	1.151	1.146	1.141
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.203	1.205	1.205	1.203	1.199	1.195	1.190	1.184
位	真南から東西へ10°未満	1.228	1.230	1.229	1.227	1.224	1.219	1.214	1.208
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.229	1.231	1.230	1.228	1.225	1.220	1.215	1.209
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.208	1.210	1.210	1.207	1.204	1.199	1.194	1.189
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.174	1.176	1.176	1.174	1.171	1.166	1.161	1.156
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.144	1.146	1.146	1.144	1.140	1.136	1.131	1.126

⑦V地域

給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [GJ/年]

					傾	斜角			
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
	真南から西へ70°以上、90°未満	1.093	1.094	1.094	1.092	1.089	1.085	1.080	1.075
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.134	1.136	1.136	1.134	1.130	1.126	1.121	1.116
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.187	1.188	1.188	1.186	1.183	1.178	1.173	1.168
方	真南から西へ10°以上、30°未満	1.231	1.233	1.233	1.231	1.227	1.223	1.218	1.212
位	真南から東西へ10°未満	1.257	1.259	1.258	1.256	1.253	1.248	1.243	1.237
角	真南から東へ10°以上、30°未満	1.258	1.260	1.259	1.257	1.253	1.249	1.244	1.238
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.236	1.238	1.238	1.236	1.232	1.228	1.223	1.217
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.202	1.204	1.204	1.202	1.198	1.194	1.189	1.183
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.171	1.173	1.173	1.171	1.167	1.163	1.158	1.153

【別表2-1-6】換気エネルギーの削減効果について

空気集熱時は、十分な量の外気が室内に取り込まれるために、24 時間換気を停止させることができる。空気集熱の稼働・停止に連動して24 時間換気が停止・稼働する工夫を行う場合、換気エネルギーを削減することができる。当該システムを採用する場合の換気エネルギー削減率は以下とする。

				地域					
	Ia Ib II III IVa IVb V								
換気エネルギー削減率	0.24 0.24 0.26 0.30 0.31 0.33 0.33								

STEP3 申請する住宅の面積に応じて、標準エネルギー消費量、各種対策によるエネルギー消費削減量(省エネ量A~D)を補正する

事業主基準の計算では、標準プラン(延床面積 120.07 ㎡)に基づいて、当該住宅の各種対策を施した場合の一次エネルギー消費量が計算されます。

この標準プランに基づいた計算では、一次エネルギー消費量を概ねゼロとする太陽光発電設備の容量を計算する場合、実際に建設する住宅面積によっては、過大あるいは過小となる可能性があるため、本事業の計算では、設置する太陽光発電設備の容量と一次エネルギー消費量とのバランスを調整します。具体的には、次の手順で、提案する住宅の延床面積によって標準エネルギー消費量、各種エネルギー消費削減量の補正を行います。

STEP3 住宅面積による標準エネルギー消費量、エネルギー消費削減量の補正

- ① **STEP1-1** で計算した「標準エネルギー消費量」、**STEP1-1** ~**STEP2-3** で計算したエネルギー消費削減量(省エネ量A~D)について、下式で面積補正を行います。
 - ■補正標準エネルギー消費量(E_{ST},)
 - = 標準エネルギー消費量(Est)÷120×申請住宅の延べ床面積
 - ■太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量(省エネ量 Soubtotal')
 - = (省エネ量A: \mathbf{S}_{A} +省エネ量B: \mathbf{S}_{B} +省エネ量C: \mathbf{S}_{C} +省エネ量D: \mathbf{S}_{D}) \div 120×申請住宅の延べ床面積
 - ※ 省エネ量 A は基本仕様による削減量(STEP1-1)または STEP1-2 で算出)
 - ※ 省エネ量 B は太陽熱温水器による削減量 (STEP2-1 で算出)
 - ※ 省エネ量 C はコージェネレーションによる削減量 (STEP2-2 で算出)
 - ※ 省エネ量 D は空気集熱式太陽熱利用システムによる削減量(STEP2-3 で算出)
- ②上記①の計算結果から、下式で求まる当該住宅の補正標準エネルギー消費量と同等のエネルギー消費削減量が得られる太陽光発電設備を導入することで、標準エネルギー消費量をゼロとすることになります。
 - ■太陽光発電を除く当該住宅の補正一次エネルギー消費量
 - = 補正標準エネルギー消費量(Est)
 - 一太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量(省エネ量 Ssubtotal')

STEP4 太陽光発電設備によるエネルギー消費削減量(省エネ量E)の算出

事業主基準算定ツールの計算では、太陽光発電設備による一次エネルギー消費削減量が、売電 分及び自家消費の家電相当分を除いた値として評価されます。

本事業の計算では、太陽光発電設備における一次エネルギー消費削減量は発電量の全量を省エネ量として評価します。そのため、次の手順で事業主基準算定ツールの計算結果を補正、もしくは別に定める早見表から太陽光発電設備によるエネルギー消費削減量(省エネ量E)を計算します。

STEP4 太陽光発電設備のエネルギー消費削減量(省エネ量E)の算出

【事業主基準の算定ツールで計算する場合】

- ① STEP1-1 と同一地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件で、「太陽光発電」を設置ありとして、算定用 Web プログラムにおいてエネルギー消費量を計算します。
- ②上記①の計算結果における太陽光発電によるエネルギー消費削減量に対して、地域・暖冷房 方式別の按分比率(別表2、STEP2-2参照)を用いて、下式で省エネ量Eを求めます。
 - ■太陽光発電によるエネルギー消費削減量(省エネ量E:S_E)
 - = 算定ツールの太陽光発電のエネルギー消費削減量÷O.44÷按分比率

【早見表から計算する場合】

①地域区分別の1kWあたりのエネルギー消費削減量の早見表(別表3)から、地域区分・ 提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求めます。

(詳細が未定の場合は、当該地域区分における方位真南、傾斜角30°として計算することも可とします)

- ②上記①に導入する太陽光発電の発電出力(公称最大出力)を乗じて、省エネ量Eを求めます。
 - ■太陽光発電によるエネルギー消費削減量(省エネ量E:S_F)
 - = 早見表による1kWあたりの一次エネルギー消費削減量×発電出力
 - ※1 太陽光発電設備の発電出力は、公称最大出力としてください。
 - ※2 実際の建設時には、**STEP5**で計算するエネルギー削減率が、提案公募時に申請した値よりも下回ることは認められません。建設時の設置条件が提案公募時の条件と大きく異なる場合は、省エネ量が異なることに留意してください。

【別表3】太陽光発電設備の1kW あたりのエネルギー消費削減量早見表

地域区分 **I a** (単位:GJ/年·kW)

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東·西へ15°未 満	8.8	9.3	9.6	9.9	9.9	9.1	6.2
	真南から東または西へ 15゜以上45゜未満	8.8	9.3	9.6	9.6	9.3	8.5	5.9
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	8.8	9.1	9.1	8.8	8.5	7.6	5.1
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	8.8	8.5	8.2	7.9	7.4	6.2	4.2
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	8.8	8.2	7.6	6.8	6.2	4.8	3.1
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	8.8	7.9	7.1	6.2	5.4	4.0	2.3
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.8	7.9	6.8	5.9	5.1	3.4	2.0

地域区分 I b (単位:GJ/年·kW)

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未 満	8.9	9.5	9.8	9.8	9.5	8.7	5.8
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	8.9	9.2	9.5	9.5	9.5	8.4	5.8
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	8.9	9.2	9.2	8.9	8.7	7.5	5.2
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	8.9	8.7	8.7	8.1	7.8	6.6	4.3
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	8.9	8.4	7.8	7.2	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	8.9	8.4	7.5	6.6	5.8	4.0	2.6
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.9	8.1	7.2	6.3	5.2	3.7	2.0

【別表3】太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未 満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.4	8.4	5.6
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	8.0	5.6
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	8.7	9.1	9.1	8.7	8.4	7.3	4.9
方位 角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	8.7	8.7	8.4	8.0	7.7	6.6	4.2
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	8.7	8.4	8.0	7.3	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	8.7	8.0	7.3	6.6	5.9	4.2	2.8
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	8.7	8.0	7.3	6.3	5.6	3.8	2.1

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未 満	9.8	10.5	10.5	10.5	10.5	9.1	5.9
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	9.8	10.1	10.5	10.5	10.1	9.1	5.9
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	9.8	10.1	10.1	9.8	9.4	8.0	5.2
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	9.8	9.8	9.4	9.1	8.4	7.0	4.5
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	9.8	9.4	8.7	8.0	7.3	5.9	3.5
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	9.8	9.1	8.4	7.3	6.3	4.5	2.8
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.8	9.1	8.0	7.0	5.9	4.2	2.4

【別表3】太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東·西へ15°未 満	9.0	9.4	9.7	10.1	9.7	9.0	6.1
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	9.0	9.4	9.7	9.7	9.4	8.3	5.8
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	9.0	9.0	9.0	9.0	8.7	7.6	5.1
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	9.0	8.7	8.3	7.9	7.6	6.5	4.0
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	9.0	8.3	7.9	7.2	6.5	5.1	3.2
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	9.0	8.3	7.2	6.5	5.4	4.0	2.5
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	9.0	7.9	7.2	6.1	5.1	3.6	2.2

地域区分**IVb** (単位:GJ/年·kW)

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未 満	10.0	10.3	10.7	10.7	10.3	9.2	5.9
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	10.0	10.3	10.3	10.3	10.0	8.9	5.5
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	10.0	10.0	10.0	10.0	9.2	8.1	5.2
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	10.0	10.0	9.6	9.2	8.5	7.0	4.8
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	10.0	9.6	8.9	8.1	7.4	5.9	3.7
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	10.0	9.2	8.5	7.7	6.6	4.8	3.0
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.0	9.2	8.5	7.4	6.3	4.4	2.6

【別表3】太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

地域区分 \mathbf{V} (単位:GJ/年·kW)

					傾斜角			
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
	真南から東・西へ15°未 満	10.5	10.9	11.3	11.3	10.9	9.7	5.8
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	10.5	10.9	11.3	10.9	10.5	9.3	5.8
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	10.5	10.9	10.5	10.5	10.1	8.6	5.4
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	10.5	10.5	10.1	9.7	9.0	7.4	5.1
	真南から東または西へ 105°以上135°未満	10.5	10.1	9.3	9.0	7.8	6.2	3.9
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	10.5	9.7	9.0	8.2	7.0	5.1	2.7
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.5	9.7	9.0	7.8	6.6	4.7	2.3

			傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°	
	真南から東・西へ15°未 満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9	
	真南から東または西へ 15°以上45°未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9	
_	真南から東または西へ 45°以上75°未満	10.7	10.7	10.3	9.9	9.5	7.8	4.9	
方位角	真南から東または西へ 75°以上105°未満	10.7	10.3	10.3	9.5	9.1	7.4	4.9	
75	真南から東または西へ 105°以上135°未満	10.7	10.3	9.9	9.1	8.2	6.6	4.1	
	真南から東または西へ 135°以上165°未満	10.7	10.3	9.5	8.6	7.8	5.8	3.3	
	真南から東・西へ165° 以上真北まで	10.7	9.9	9.5	8.6	7.4	5.4	2.9	

【別表4】設置勾配(寸表示)の傾斜角(度表示)との対応表

算定ツールの計算に使用する傾斜角は、下表より該当する傾斜角を選択してください。

設置	勾配	算定ツールの 計算に使用する			
勾配	角度	傾斜角			
水平	0°	0°			
1寸	5.71°	10°			
2寸	11.31°	10°			
3寸	16.70°	20°			
4寸	21.80°	20°			
5寸	26.57°	30°			
6寸	30.96°	30°			
7寸	34.99°	30°			
8寸	38.66°	40°			
9寸	41.99°	40°			
10寸	45.00°	40°			
~50°未満	~50°未満				
50°以上、7	60°				
75°以上		90°			

[※] 算定ツールの計算に使用する傾斜角は、設置勾配(寸表示)を角度(度表示)に換算して 四捨五入し、算出しています。

STEP5 提案住宅におけるエネルギー消費削減量、エネルギー削減率の算出

STEP1 ~ STEP4 の計算結果に基づいて、標準エネルギー消費量に対する提案する住宅のエネルギー消費削減量、エネルギー削減率を計算します。

STEP5 事業要件への適合の確認、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率の算出

①本事業の事業要件の一つである「事業主基準における計算に準じた評価方法によって、標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの」は、下式によって確認します。

■概ねゼロとは・・・

「補正標準エネルギー消費量(\mathbf{E}_{ST} ') \leq 当該住宅のエネルギー消費削減量(省エネ量合計: \mathbf{S}_{TOTAL})

- ※補正標準エネルギー消費量(E_{ST}'): STEP3 で算出
- ※当該住宅のエネルギー消費削減量(省エネ量合計:Stotal)
 - = 太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量(S_{SUBTOTAL}') +太陽光発電によるエネルギー消費削減量(省エネ量E:S_E)
- ②上記の計算結果から、提案する住宅におけるエネルギー削減率を求めます。
 - ■当該住宅のエネルギー削減率(%)
 - =当該住宅のエネルギー消費削減量(省エネ量合計:S_{TOTAL}) ÷補正標準エネルギー消費量(E_{ST}') ×100
- ※1 要望額が予算を超えた場合には、当該住宅のエネルギー消費削減量やエネルギー削減率等の省エネルギー効果を評価し、優先順位をつけて採択を決定することがあります。
- ※2 補助金の交付にあたって、提案システムの仕様等の変更は認められますが、その場合で も、提案公募時に申請したエネルギー削減率を下回ることは認められません。

標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみなす仕様一覧

(1) Ia 地域

			仕様			標準エネル
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}
		断熱 区分 暖房 設備	(才) (等級 4 を上回る仕様) **1 温水暖房(パネルラジエーター)**2			
I a-1		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3}	143. 2 GJ/年	85. 0 GJ/年	8.6 kW 以上
	全	換気 設備	ダクト式第1種換気設備(熱交換あり) ^{※4}			
	館連	照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない			
	続暖	断熱 区分	(オ)を上回る仕様 (Q値:1.2W/mgK) **1			
	房	暖房 設備	温水暖房(パネルラジエーター)**2			
I a-2		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3}	143.2 GJ/年	62. 2 GJ/年	6.3 kW 以上
		換気 設備	ダクト式第1種換気設備(熱交換あり)**4			
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない			

※1) I a 地域の断熱区分の Q 値 (熱損失係数 [W/m K]) は以下の値とする。

断熱区分	0.値の目安
(オ) (等級4を上回る仕様)	1.4
(オ) を上回る仕様	1. 2

- ※2) 温水暖房(パネルラジエーター)とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - 石油温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター<u>(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)</u> 電気温水式(ヒートポンプ式)パネルラジエーター<u>(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ熱源機に限る。)</u>
 - ・ ガス温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)
- *温水配管に断熱被覆を行うこと。 ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - 石油瞬間式 (潜熱回収型) 給湯器 (注:給湯熱効率 0.9 以上の場合)
 ガス瞬間式 (潜熱回収型) 給湯器 (注:トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率 0.9 以上の場合)
- ・ 電気温水器(ヒートポンプ式)
 (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
 ※4) DC モーターを採用する。
- ※5)太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - パネル傾斜角が 30 度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満

(2) Ib地域

			仕様			標準エネル
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}
		断熱 区分	(才) (等級4を上回る仕様)※1			
		暖房 設備	温水暖房(パネルラジエーター)※2			
I b-1		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3} GJ/		72. 1 GJ/年	7.4 kW 以上
		換気 設備	ダクト式第1種換気設備(熱交換あり) ^{※4}			
	全館連続暖房	照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない			
	続暖房	断熱 区分	(オ)を上回る仕様 (Q値:1.2W/mgK) **1			
		暖房 設備	温水暖房(パネルラジエーター)※2			
I b−②		給湯 設備 高効率給湯器 ^{※3} 換気 換気 設備 ダクト式第1種換気設備(熱交換あり) ^{※4}		131.0 GJ/年	53. 7 GJ/年	5.5 kW 以上
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない			

※1) Ib 地域の断熱区分の Q値(熱損失係数[W/m K]) は以下の値とする。

断熱区分	0.値の目安				
(オ) (等級4を上回る仕様)	1.4				
(オ) を上回る仕様	1. 2				

- ※2) 温水暖房(パネルラジエーター)とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - | 石油温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合) | 電気温水式(ヒートポンプ式)パネルラジエーター(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ熱源機に限る。) | ガス温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)

 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - かつ給湯熱効率 0.9 以上の場合)
- (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合) ※4) DC モーターを採用する。
- ※5) 太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - パネル傾斜角が 30 度
 - ・ パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満

(3) Ⅱ地域

			仕様			標準エネル
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}
II -(1)	全館連続暖房	断区暖設給設換設照設熱分房備湯備気備明備	(オ) (等級4を上回る仕様)*1 温水暖房(パネルラジエーター)*2 *冷房設備は新築時に設置なし(通風なし) 高効率給湯器*3 ダクト式第1種換気設備(熱交換あり)*4 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	115. 4 GJ/年	63. 6 GJ/年	6.7 kW 以上
11-2	続暖房	断区暖設給設換設照設熱分房備湯備気備明備	(オ)を上回る仕様 (Q値:1.2W/mgK) **1 温水暖房(パネルラジエーター)**2 *冷房設備は新築時に設置なし(通風なし) 高効率給湯器**3 ダクト式第1種換気設備(熱交換あり)**4 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	115. 4 GJ/年	53. 9 GJ/年	5.7 kW 以上
11-3	部分間欠	断区暖設給設換設照設然分房備湯備気備明備	(ウ) (等級 4) **1ルームエアコン(高効率型) **6 (通風なし)高効率給湯器**3壁付け給気型ファンまたは排気型ファン**7全居室・非居室に白熱灯を使用しない	63. 3 GJ/年	55. 6 GJ/年	5.9 kW 以上
п-4	分間欠暖冷房	断区 暖設 給設 換設 照設 熱分 房備 湯備 気備 明備	(オ) (等級 4 を上回る仕様) **1 ルームエアコン(高効率型) **6(通風なし) 高効率給湯器**3 壁付け給気型ファンまたは排気型ファン**7 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	63. 3 GJ/年	48. 3 GJ/年	5.1 kW 以上

※1) Ⅱ地域の断熱区分の Q値(熱損失係数[W/m K])は以下の値とする。

断熱区分	0 値の目安
(ウ) (等級 4)	1. 9
(オ) (等級4を上回る仕様)	1. 4
(オ) を上回る仕様	1. 2

- ※2) 温水暖房(パネルラジエーター)とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - 暖房(パイルランエーダー) とは以下のとれかに該当するものをいう。 石油温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター<u>(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)</u> 電気温水式(ヒートポンプ式)パネルラジエーター<u>(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ熱源機に限る。)</u> ガス温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター<u>(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)</u>

 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
 - 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率0.9以上の場合)
 - ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率 0.9 以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)
 - (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
- ※4) DC モーターを採用する。
- ※5)太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - ・ パネル傾斜角が30度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満
- ※6) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。

<主たる居室>

- 暖房: エネルギー消費効率(COP)が 4.6以上のもの
- 冷房: エネルギー消費効率(COP)が 3.7以上のもの

<その他の居室>

- 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※7) 比消費電力が 0.2[W/(m3/h)]以下のものとする。

(4) Ⅲ地域

			仕様			標準エネル
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}
II -(1)	全館連続暖房	断区暖設給設換設照設熱分房備湯備気備明備	(オ) (等級4を上回る仕様)*1 温水暖房(パネルラジエーター)*2 *冷房設備は新築時に設置なし(通風なし) 高効率給湯器*3 ダクト式第1種換気設備(熱交換あり)*4 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	118.8 GJ/年	68. 2 GJ/年	6. 4 kW 以上
II -2	続暖房	断区暖設給設換設照設熱分房備湯備気備明備	(オ)を上回る仕様 (Q値:1.6W/m K) **1 温水暖房(パネルラジエーター)**2 *冷房設備は新築時に設置なし(通風なし) 高効率給湯器**3 ダクト式第1種換気設備(熱交換あり)**4 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	118.8 GJ/年	53. 8 GJ/年	5.1 kW 以上
Ⅲ -③	部分間欠暖冷房	断区 暖設 給設 換設 照設 分 房備 湯備 気備 明備	(ウ) (等級 4) **1ルームエアコン(高効率型) **6 (通風なし)高効率給湯器**3壁付け給気型ファンまたは排気型ファン**7全居室・非居室に白熱灯を使用しない	63. 3 GJ/年	55. 1 GJ/年	5.3 kW 以上
Ⅲ-④	八暖冷房	断区暖設給設換設照設熱分房 設給 強頻 領 頭	(オ) (等級 4 を上回る仕様) **1 ルームエアコン(高効率型) **6(通風なし) 高効率給湯器**3 壁付け給気型ファンまたは排気型ファン*7 全居室・非居室に白熱灯を使用しない	63.3 GJ/年	47. 5 GJ/年	4.5 kW 以上

※1) Ⅲ地域の断熱区分の Q 値(熱損失係数[W/m K]) は以下の値とする。

断熱区分	0 値の目安
(ウ) (等級 4)	2. 4
(オ) (等級4を上回る仕様)	1. 9
(オ) を上回る仕様	1. 6

- ※2) 温水暖房(パネルラジエーター)とは以下のどれかに該当するものをいう。

 - 暖房(パイルランエーダー) とは以下のとれかに該当するものをいう。 石油温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター<u>(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)</u> 電気温水式(ヒートポンプ式)パネルラジエーター<u>(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ熱源機に限る。)</u> ガス温水式(潜熱回収型)パネルラジエーター<u>(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)</u>

 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
 - 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率0.9以上の場合)
 - ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率 0.9 以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)
 - (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
- ※4) DC モーターを採用する。
- ※5)太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - ・ パネル傾斜角が30度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満
- ※6) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。

<主たる居室>

- 暖房: エネルギー消費効率(COP)が 4.6以上のもの
- 冷房: エネルギー消費効率(COP)が 3.7以上のもの

<その他の居室>

- 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※7) 比消費電力が 0.2[W/(m3/h)]以下のものとする。

(5) **W**a 地域

				仕様			標準エネル
タイプ	暖冷房方式			躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住 宅の一 次エネ ルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) ※1			
		暖冷房 設備	ルー	-ムエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)			
№ a-①		給湯 設備	高效	办率給湯器 ^{※3}	57.8 GJ/年	49. 9 GJ/年	4.9 kW 以上
		換気 設備	壁作	†け給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4}			
		照明 設備	全昂	B室・非居室に白熱灯を使用しない			
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) ※1			
		暖冷房	暖房	主たる居室:温水床暖房 ^{※6} その他居室:ルームエアコン(高効率型) ^{※2}			
№ a-②	部分間欠	設備	冷房	ルームエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)	62. 2 GJ/年	57. 1 G I/年	5.7 kW 以上
		給湯 設備	高効率給湯器※3		du/ 1	J/年 GJ/年	5
		換気 設備	壁作	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン**4			
		照明 設備	備 全居室・非居室に日熱灯を使用しない				
	暖冷	断熱 区分	(オ) (等級4を上回る仕様)**1			
	房	暖冷房 設備	ルー	-ムエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)	57.8 GJ/年		
№ a-③		給湯 設備	高效	h率給湯器 ^{※3}		41. 2 GJ/年	4.1 kW 以上
		換気 設備	壁作	けけ給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4}			
		照明 設備	全周	B室・非居室に白熱灯を使用しない			
		断熱 区分	(オ				
IV a− 4)		暖冷房	暖房	主たる居室:温水床暖房 ^{※6} その他居室:ルームエアコン(高効率型) ^{※2}			4. 3
		設備	冷房	ルームエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)	62. 2	43. 3	
		給湯 設備	高效	办率給湯器 ^{※3}	GJ/年	GJ/年	kW 以上
		換気 設備	壁作	け給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4}			
		照明 設備	全周	居室・非居室に白熱灯を使用しない			

※1) IVa 地域の断熱区分の Q 値 (熱損失係数 [W/m K]) は以下の値とする。

断熱区分	Q値の目安
(ウ) (等級 4)	2. 7
(才) (等級4を上回る仕様)	1. 9

- ※2) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。
 - <主たる居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの
 - 冷房: エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの
 - くその他の居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
 - ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率 0.9 以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)
 - (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
- ※4) 比消費電力が 0.2[W/(m3/h)]以下のものとする。
- ※5) 太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - パネル傾斜角が 30 度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満
- ※6) 温水床暖房とは以下のどれかに該当するものをいう。
 ・ ガス温水式床暖房(潜熱回収型)(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)
 ・ 電気温水式床暖房(ヒートポンプ式)(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。)
 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
 - *敷設率が60%以上、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする。

(6) **Ⅳ**b 地域

				仕様			標準エネル	
タイプ	暖冷房方式			躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}	
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) ※1				
		暖冷房 設備	ルー	-ムエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)			4.4 kW 以上	
№ b-①		給湯 設備	高效	办率給湯器 ^{※3}	54. 4 GJ/年	47. 3 GJ/年		
		換気 設備	壁作	けけ給気型ファンまたは排気型ファン*4				
		設備	全周	B室・非居室に白熱灯を使用しない 				
		断熱 区分	(ウ					
		暖冷房	暖房	主たる居室:温水床暖房 ^{※6} その他居室:ルームエアコン(高効率型) ^{※2}	58.9 GJ/年			
IV b-②		設備	冷房	ルームエアコン(高効率型)※2(通風なし)		52. 8	4. 9 kW 以上	
	部分	設備		劝率給湯器 ^{※3}		GJ/年	5.1	
		換気 設備	壁作	†け給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4}				
	間欠	照明 設備	備 全居室・非居室に日熱灯を使用しない					
	暖 冷 房	断熱 区分) (等級 4 を上回る仕様)※1				
		暖冷房 設備	ルー	-ムエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)	F4 4	41. 4 GJ/年	3.9 kW 以上	
№ b-③		給湯 設備	高效	h率給湯器 ^{※3}	54. 4 GJ/年			
		換気 設備 照明	壁作	け給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4} ────────────				
		設備	全周	B室・非居室に白熱灯を使用しない 				
		断熱 区分	(オ					
			暖冷房	暖 房	主たる居室:温水床暖房 ^{※6} その他居室:ルームエアコン(高効率型) ^{※2}			
N b-4			設備	冷房	ルームエアコン(高効率型)※2(通風なし)	58. 9 GJ/年	43. 0 GJ/年	4.0 kW 以上
		給湯 設備	高效	办率給湯器 ^{※3}				
		換気 設備	壁作	け給気型ファンまたは排気型ファン ^{※4}				
		照明 設備	全周	B室・非居室に白熱灯を使用しない				

※1) IVb 地域の断熱区分の Q値(熱損失係数[W/m K])は以下の値とする。

断熱区分	0 値の目安
(ウ) (等級 4)	2. 7
(オ) (等級4を上回る仕様)	1. 9

- ※2) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。
 - <主たる居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの
 - 冷房: エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの
 - くその他の居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
 - ・ ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率0.9以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)
 - (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
- ※4) 比消費電力が 0.2[W/(m3/h)]以下のものとする。
- ※5) 太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - パネル傾斜角が 30 度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満
- ※6) 温水床暖房とは以下のどれかに該当するものをいう。
 ・ ガス温水式床暖房(潜熱回収型)(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)
 ・ 電気温水式床暖房(ヒートポンプ式)(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。)
 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
 - *敷設率が60%以上、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする。

(7) V地域

			仕様			標準エネル	
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}	
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) **1				
		暖冷房 設備	ルームエアコン(高効率型)※2(通風なし)		40.0		
V-①		給湯 設備	高効率給湯器※3	47.8 GJ/年	40.9 GJ/年	3.6 kW 以上	
		換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン*4				
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) *1				
		暖冷房	暖 主たる居室:温水床暖房 ^{※6}		43. 2 GJ/年	3.8 kW 以上	
v -(2)		設備	冷 房 ルームエアコン(高効率型)*2(通風なし)	51. 1			
	部分間欠	給湯 設備	高効率給湯器※3	GJ/年	ህ √ 年		
		換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン※4				
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				
	暖冷	断熱 区分	(オ) (等級4を上回る仕様) *1				
	房		暖冷房 設備	ルームエアコン(高効率型)※2(通風なし)			
V-3		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3}	47.8 GJ/年	37.8 GJ/年	3.3 kW 以上	
		換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン※4				
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				
		断熱 _ 区分	(オ) (等級4を上回る仕様) *1				
v-@		暖冷房	暖 主たる居室:温水床暖房 ^{※6} 房 その他居室:ルームエアコン(高効率型) ^{※2}				
		設備	冷 房 ルームエアコン(高効率型) ^{※2} (通風なし)	51.1 GJ/年	38.3 GJ/年	3.4	
		給湯 設備	高効率給湯器※3	uu/ T	u∪/ 'T	kW 以上	
		換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン※4				
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				

※1) V地域の断熱区分のQ値(熱損失係数[W/m K])は以下の値とする。

断熱区分	Q 値の目安
(ウ) (等級 4)	2. 7
(オ) (等級4を上回る仕様)	1. 9

- ※2) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。
 - <主たる居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの
 - 冷房:エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの
 - くその他の居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
 - ・ ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率0.9以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)
 - (注:温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.1(寒冷地仕様は3.0)以上の場合)
- ※4) 比消費電力が 0.2[W/(m3/h)]以下のものとする。
- ※5) 太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - ・ パネル傾斜角が 30 度
 - パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満
- ※6) 温水床暖房とは以下のどれかに該当するものをいう。
 ・ ガス温水式床暖房(潜熱回収型)(注:エネルギー消費効率が87%以上の場合)
 ・ 電気温水式床暖房(ヒートポンプ式)(注:温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。)
 - *温水配管に断熱被覆を行うこと。
 - *敷設率が60%以上、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする。

(8) VI地域

	仕様						
タイプ	暖冷房方式		躯体・設備の仕様	標準エ ネルギ 一消費 量	当該住宅 の一次エ ネルギー 消費量	ギー消費量 が概ねゼロ となる太陽 光発電容量 の目安 ^{※5}	
		断熱 区分	(ウ) (等級 4) *1				
		暖冷房 設備	ルームエアコン(高効率型)※2(通風なし)				
VI - ①		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3}	42. 2 GJ/年	35. 9 GJ/年	3.5 kW 以上	
	部	換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン*4				
	分間	照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				
	欠冷	断熱 区分	(才) (等級4を上回る仕様) ※1				
	房	暖冷房 設備	ルームエアコン(高効率型)※1(通風なし)			3.1 kW 以上	
VI - ②		給湯 設備	高効率給湯器 ^{※3}	42. 2 GJ/年	32. 3 GJ/年		
		換気 設備	壁付け給気型ファンまたは排気型ファン※4				
		照明 設備	全居室・非居室に白熱灯を使用しない				

※1) VI地域の断熱区分の Q値(熱損失係数[W/m K])は以下の値とする。

断熱区分	Q 値の目安
(ウ) (等級 4)	3. 7
(オ) (等級4を上回る仕様)	3.7 (夏期日射取得係数 0.04 以下)

- ※2) ルームエアコン(高効率型)とは以下のものをいう。
 - <主たる居室>
 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの

 - くその他の居室>

 - 暖房:エネルギー消費効率(COP)が5.9以上のもの 冷房:エネルギー消費効率(COP)が5.4以上のもの
- ※3) 高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器(注:給湯熱効率 0.9 以上の場合)
 - 電気温水器(ヒートポンプ式)

- ※5) 太陽光発電は以下の設置条件を満たす場合の発電量に基づいて設定。発電容量とは公称最大出力をいう。
 - パネル傾斜角が 30 度
 - ・ パネル方位角が真南から東・西へ 15 度未満

 応募にあたってのお問い合わせは、
公募要領の「4.3 応募書類の提出先・問い合わせ先」に記載の問い合わせ先
『ゼロ・エネルギー化推進室:tel 03-6741-4544』へお願いいたします。

国土交通省住宅局住宅生産課

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 tel. 03-5253-8111(内線 39421)